

甲 府 市 公 報

第 1363 号

発行所 甲 府 市 役 所
発行人 甲 府 市
(毎月 5 日 発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日)
印刷所 サンニチ印刷
甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

[条 例]

甲府市新型インフルエンザ等対策本部条例…………… 299
公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例… 300
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を
改正する条例…………… 300
甲府市駐車場条例の一部を改正する条例…………… 301
甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例…………… 302
甲府市防災会議条例及び甲府市災害対策本部条例の一
部を改正する条例…………… 302
甲府市自立支援給付認定審査会の委員の定数等を定め
る条例等の一部を改正する条例…………… 303
甲府市遊亀会館条例を廃止する条例…………… 304
甲府市景観条例の一部を改正する条例…………… 305
甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例…………… 305
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 308
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部
を改正する条例…………… 309
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例… 309

[規 則]

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改
正する条例…………… 310
平成25年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則…… 310
甲府市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準
を定める条例施行規則…………… 313
甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する
規則…………… 318
甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則…………… 319
甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部
を改正する規則…………… 320
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規
則…………… 323
甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則… 324
甲府市財務規則の一部を改正する規則…………… 325
甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 325
甲府市契約規則の一部を改正する規則…………… 327
甲府市公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… 328
甲府市障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する

規則…………… 328
甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則…………… 332
甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…… 335
甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則…………… 336

[規 程]

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程…………… 343
甲府市会計管理者事務専決及び代決規程の一部を改正
する規程…………… 348

[告 示]

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業
者の指定公示…………… 348
開発行為に関する工事の完了公告（2 件）…………… 348
入札告示…………… 349
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達…………… 350
農用地利用集積計画を定めた旨の公告…………… 350
充当通知書公示送達…………… 350
国民健康保険料納入通知書公示送達…………… 350
開発行為に関する工事の完了公告…………… 351

道路位置の指定公告……………	351	開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………	358	甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	365
都市計画図書縦覧告示……………	351	平成25年度予算の公表……………	358		
開発行為に関する工事の完了公告……………	351	甲府市と富士河口湖町との間における教育に関する一部事務の委託廃止の告示……………	359	[農業委員会]	
市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達……………	352	介護保険料督促状公示送達……………	359	甲府市農業委員会3月定例総会招集公告……………	366
住民票を職権消した者の公示……………	352	景観計画を変更した旨の告示……………	359		
平成25年度固定資産課税台帳の縦覧告示……………	352	道路区域の変更告示……………	359	[上下水道局]	
介護保険料更正通知書公示送達……………	352	道路の供用開始告示……………	360	甲府市上下水道局電気保安規程の一部を改正する規程…	366
差押調書（謄本）公示送達……………	353	開発行為に関する工事の完了公告……………	360	甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程……………	367
開発行為に関する工事の完了公告……………	353	後期高齢者医療保険料額変更決定通知書及び後期高齢者医療保険料納付書公示送達……………	360	甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程等の一部を改正する規程……………	368
差押調書（謄本）公示送達……………	353	公印廃止告示……………	360	入札告示（4件）……………	375
開発行為に関する工事の完了公告……………	353			[甲府市災害対策本部]	
平成24年度補正予算の公表……………	354	[教育委員会]		甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程……………	380
開発行為に関する工事の完了公告……………	354	甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則…	361		
国民健康保険被保険者証無効告示……………	354	甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………	362	[甲府市地震災害警戒本部]	
開発行為に関する工事の完了公告（3件）……………	354	平成25年4月1日における号給の調整に関する規則……………	362	甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程……………	381
地縁による団体の認可に伴う告示……………	355	甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	363		
甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更公告……………	355	甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程……………	364	[任免辞令]	
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達……………	356			市長事務局……………	382
道路区域の決定告示……………	356	[選挙管理委員会]		教育委員会……………	383
道路の供用開始告示……………	356	選挙人名簿登録者総数の3分の1、50分の1及び6分の1の数の告示……………	365	選挙管理委員会……………	383
差押調書（謄本）公示送達……………	356			農業委員会……………	383
市県民税督促状公示送達……………	357	[公平委員会]		上下水道局……………	383
公の施設に係る指定管理者の指定告示……………	357				
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達……………	357				
開発行為に関する工事の完了公告……………	357				
指定地域密着型サービス事業者の指定公示……………	358				
差押調書（謄本）公示送達……………	358				

条例

甲府市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第2号

甲府市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、甲府市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第3号

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例

公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和23年8月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 地方自治法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者
- (4) 地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第4号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年4月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（行政財産の無償貸付等）

第5条 前条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第5号

甲府市駐車場条例の一部を改正する条例

甲府市駐車場条例（平成8年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（供用日等）

第3条 駐車場の供用日及び供用時間は、それぞれ次に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 供用日 1月1日から12月31日まで

(2) 供用時間 午前零時から午後12時まで

2 駐車場は、市役所に用務で来庁した者に支障のない限り、一般公共の用に供するものとする。

第4条を削る。

第5条中「大型自動車（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1項に規定する大型乗用自動車に限る。）及び」を削り、同条に次のただし書を加え、同条を第4条とする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（駐車場利用券）

第7条 市長は、駐車場利用券（以下「利用券」という。）を発行することができる。

2 第5条第2項の規定にかかわらず、利用券に係る駐車料金については、当該利用券の発行の際に徴収する。

3 利用券の発行について必要な事項は、規則で定める。

第7条の2を削る。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（料金の不還付）

第8条 既に徴収した駐車料金は、還付しない。ただし、前条第2項の規定により利用券の発行の際に徴収した駐車料金については、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

駐車時間	駐車料金（1台につき）
午前8時から午後12時まで	最初の60分まで 無料 60分を超えたときは、その超えた時間20分までごとに 100円
午前零時から午前8時まで	最初の60分まで 無料 60分を超えたときは、その超えた時間30分までごとに 100円

備考

1 有料の駐車時間が午後12時の前後にまたがるときは、そのまたがる20分までについて100円とする。

2 有料の駐車時間が午前8時の前後にまたがるときは、そのまたがる30分までについて100円とする。

附 則

1 この条例は、平成25年5月7日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の第7条の2の規定により発行した駐車場利用券（以下「旧利用券」という。）は、この条例の施行の日以後は使用することができない。ただし、規則で定めるところにより旧利用券とこの条例による改正後の第7条に規定する駐車場利用券との引換えを受けることができる。

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第6号

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年7月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「4万円」を「4万3,000円」に、「3万8,000円」を「4万1,000円」に、「3万円」を「3万2,000円」に、「2万8,000円」を「3万円」に、「2万6,000円」を「2万8,000円」に、「1万8,000円」を「1万9,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市防災会議条例及び甲府市災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第7号

甲府市防災会議条例及び甲府市災害対策本部条例の一部を改正する条例
（甲府市防災会議条例の一部改正）

第1条 甲府市防災会議条例（昭和38年7月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第1項中「35名」を「40名」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「委嘱」を「委嘱し、」に改め、同項第4号中「市長の」を「市長が」に、「職員」を「職員のうちから、指名する者」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、市長が指名する者

第3条第6項中「前項第8号」の次に「及び第9号」を加える。

第4条第2項中「委嘱」を「委嘱し、」に改める。

（甲府市災害対策本部条例の一部改正）

第2条 甲府市災害対策本部条例（昭和38年7月条例第27号）の一部を次のよ

うに改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市自立支援給付認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第8号

甲府市自立支援給付認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正
する条例

(甲府市自立支援給付認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市自立支援給付認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年
3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律」に改める。

(甲府市障害者センター条例の一部改正)

第2条 甲府市障害者センター条例(平成20年9月条例第17号)の一部を次の
ように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律」に改め、同条第2号中「障害者自立支援法施行規
則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規
則」に、「」第6条の7第2号」を「。第4号において「省令」という。)第6
条の7第2号」に改め、同条第4号中「障害者自立支援法施行規則」を「省令」
に改め、同条第5号中「第77条第1項第1号」を「第77条第1項第3号」に
改める。

第3条 甲府市障害者センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改め、同条第3号
中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同条第4号中「第5条第
15項」を「第5条第14項」に改める。

(甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 甲府市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年7月条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条 甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第6条 甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月条例第33号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条 甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例中第1条、第2条、第4条及び第6条の規定は平成25年4月1日から、第3条、第5条及び第7条の規定は平成26年4月1日から施行する。

甲府市遊亀会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第9号

甲府市遊亀会館条例を廃止する条例

甲府市遊亀会館条例(昭和40年6月条例第20号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例(昭和43年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。
第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

甲府市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第10号

甲府市景観条例の一部を改正する条例

甲府市景観条例（平成20年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

第19条第8号を次のように改める。

(8) 景観計画に定める届出を要する行為について変更があった際現に着手している行為（当該変更に係る行為に限る。）

第19条第11号を削る。

第21条中「第8条第3項第2号」を「第8条第4項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第11号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 市営住宅等の設置（第3条）」を「第2章 市営住宅等の設置
第2章の2 市営住宅及び
（第3条）」

共同施設の整備基準（第3条の2～第3条の17）」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準

（市営住宅及び共同施設の整備基準）

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、この章に定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第3条の3 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第3条の4 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第3条の5 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の6 市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟（2以上の住戸が存する建築物をいう。第3条の14、第3条の15及び第3条の17第1項において同じ。）その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられてい

なければならない。

(住戸の基準)

第3条の10 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第3条の12 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸の数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸の数、敷地の規模及び形

状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟その他の建築物の配置並びに周辺の状況に応じて、入居者の日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第6条各号列記以外の部分中「身体障害者」を「障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者」に改め、「第21条」の次に「又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) その者の収入がアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者に(イ)から(ロ)までのいずれかに該当する者がある場合
21万4千円

(イ) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(ロ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(ハ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けている者

(ニ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ホ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合 21万4千円

ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万4千円

エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅に入居する場合 21万4千円(当該災害発生の日から3年を経過した後にあっては、15万8千円)

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8千円

第7条第2項中「前条第2号イに掲げる」を「前条第2号エに規定する」に改める。

附則に次の1項を加える。

10 平成28年3月31日までの間における第6条第2号イの規定の適用については、同号イ中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第12号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項第1号中「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を「（第14条第1項第3号において「特定日」という。）」に改める。

第14条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」の次に「又はウ」を、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって特定日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第14条の4の2中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の一号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの

間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第14条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第14条の5の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」の次に「又はウ」を、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第14条の5の9中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第14条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額
附則第4項（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

- 1 この条例中第13条の2第1項第1号、第14条第1項第3号、第14条の4の2、第14条の5の5第1項第3号及び第14条の5の9の改正規定は平成25年4月1日から、附則第4項の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条の2第1項第1号、第14条第1項第3号、第14条の4の2、第14条の5の5第1項第3号及び第14条の5の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第13号

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第14号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（昭和28年1月条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第15号

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

平成25年4月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第7号

平成25年4月1日における号給の調整に関する規則

（平成25年4月1日において号給の調整を行う職員）

第1条 甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年11月条例第23号。以下「改正条例」という。）附則第5項の規則で定める年齢は38歳とする。

2 改正条例附則第5項の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において37歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員の全てに該当する職員

(2) 調整日において37歳の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

3 前項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年4月1日において甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号。以下「初任給等規則」という。）第16条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成22年3月規則第8号。以下「平成22年初任給等改正規則」という。）による改正前の初任給等規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給とが異なる

職員（次に掲げる職員を除く。）

ア 平成19年4月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第1に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員

イ 平成19年4月1日から調整日までの間に、市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）

ウ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち市長の定めるもの

エ アからウまでに掲げる職員に相当するものとして市長が定めるもの

(2) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、初任給等規則附則第4項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年2月1日（同項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(3) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第6条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち市長の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員で

あつて次に掲げるもの（平成19年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成19年3月31日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。第4項第4号ア及び第5項第4号アにおいて同じ。）があつたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第4項第4号イ及び第5項第4号イにおいて同じ。）であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(5) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に、個別承認職員となった職員のうち市長の定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める職員

4 第2項の平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年4月1日において初任給等規則第16条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成2年初任給等改正規則による改正前の初任給等規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に休職等期間がある職員のうち市長の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして市長が定めるものを除く。）

(2) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、初任給等規則附則第4項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20

年2月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年1月1日）前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(3) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第6条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち市長の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（平成20年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成20年3月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(5) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員のうち市長の定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める職員

5 第2項の平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成21年4月1日において初任給等規則第16条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、平成22年初任給等改正規則による改正前の初任給等規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち市長の定めるもの並びにこれらの職

員に相当するものとして市長が定めるものを除く。）

(2) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、初任給等規則附則第4項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(3) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第6条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち市長の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（平成21年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成21年3月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(5) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員のうち市長の定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める職員

第2条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であつて、平成18年4月2日から調整日の前日ま

での間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち市長の定める職員については、市長の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

(この規則により難い場合の措置)

第3条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

2 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則(平成18年3月規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項第2号中「平成24年4月1日」を「平成25年4月1日」に、「42歳」を「43歳」に改め、同項第3号中「平成24年4月1日」を「平成25年4月1日」に、「36歳」を「38歳」に改める。

甲府市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第8号

甲府市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例(平成24年12月条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(堤防の側帯)

第2条 条例第10条に規定する側帯は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設けるものとする。

(1) 第1種側帯 旧川の締切箇所、漏水箇所その他堤防の安定を図るため必要な箇所に設けるものとし、その幅は、3メートル以上とすること。

(2) 第2種側帯 非常用の土砂等を備蓄するために特に必要な箇所に設けるものとし、その幅は、5メートル以上で、かつ、堤防敷(側帯を除く。次号において同じ。)の幅の2分の1以下(20メートル以上となる場合は、20メートル)とし、その長さは、おおむね長さ10メートルの堤防の体積(100立方メートル未満となる場合は、100立方メートル)の土砂等を備蓄するために必要な長さとする。

(3) 第3種側帯 環境を保全するため特に必要な箇所に設けるものとし、その幅は、5メートル以上で、かつ、堤防敷の幅の2分の1以下(20メートル以上となる場合は、20メートル)とすること。

(堤防に沿って設置する樹林帯の構造)

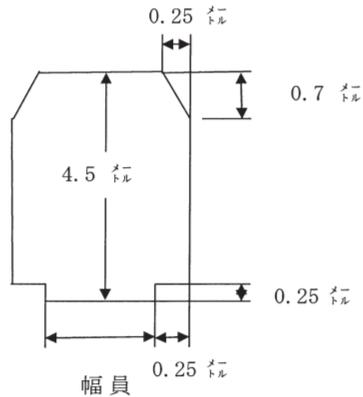
第3条 条例第13条の堤防に沿って設置する樹林帯の構造は、堤内の土地にある

樹林帯にあつては、成木に達したときの胸高直径が30センチメートル以上の樹木が10平方メートル当たり1本以上あるものその他洪水時における破堤の防止等の効果がこれと同等以上のものとする。

(堤防の管理用通路)

第4条 条例第14条に規定する管理用通路は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

- (1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。
- (2) 建築限界は、次の図に示すところによること。



(床止めの設置に伴い必要となる護岸)

第5条 条例第22条に規定する護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間

に設けること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。
- (3) 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとすること。
- (4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

(床止めの設置に伴い必要となる魚道)

第6条 条例第23条の魚道の構造は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。
- (2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

(可動堰の可動部が起伏式である場合における可動部の径間長の特例)

第7条 条例第26条第3項に規定する場合における可動部の径間長は、同条第2項に該当する場合を除き、ゲートの直高が2メートル以下の場合は、ゲートの縦の長さとの比の値が10分の1となる値（15メートル未満となる場合は、15メートル）以上とすることができる。

(可動堰の可動部のうち土砂吐き等としての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長の特例)

第8条 条例第27条第2項に規定する場合における可動部の径間長は、可動堰の可動部のうち土砂吐きとしての効用を兼ねる部分以外の部分（以下この条において「兼用部分以外の部分」という。）の径間長が計画高水流量に応じ、同条第1項の表の右欄に掲げる値を10メートル以上超えることとなる場合又はゲートの縦の長さとの比の値が15分の1以下となる場合においては、当該径間長を同表の右欄に掲げる値以上とすることができる。ただし、計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満であり、かつ、兼用部分以外の部分の可動部の全長が30メートル未満である場合においては、可動部の径間長を12.5メートル以上とすることができる。

(貯留水による静水圧の力)

第9条 条例第29条の貯留水による静水圧の力は、可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面に対して垂直に作用するものとし、次の式によって計算するものとする。

$$P = W_0 h_0$$

(この式において、P、W₀及びh₀は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

P 貯留水による静水圧の力(単位 1平方メートルにつき重量トン)

W₀ 水の単位体積重量(単位 1立方メートルにつき重量トン)

h₀ 計画湛水位に風による波浪の影響等を勘案し必要と認められる高さを加えた水位から可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面上の静水圧の力を求めようとする点までの水深(単位 メートル)

2 地震による波浪の貯水池の水面からの高さは、第12条第1項に規定する設計震度の値を用いて計算するものとする。

(地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力)

第10条 条例第29条の地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力は、可動堰の可動部のゲートに水平方向に作用するものとし、次の式によって計算するものとする。

$$I = WKd$$

(この式において、I、W及びKdは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

I 地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力(単位 1立方メートルにつき重量トン)

W 可動堰の可動部のゲートの自重(単位 1立方メートルにつき重量トン)

Kd 第12条第1項に規定する設計震度)

(地震時における貯留水による動水圧の力)

第11条 条例第29条の地震時における貯留水による動水圧の力は、可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面に対して垂直に作用するものとし、適切な工学試験に用いられた方法に基づき定める場合を除き、次の式によって計算するものとする。

$$Pd = 0.875W_0Kd\sqrt{H_1h_1}$$

(この式において、Pd、W₀、Kd、H₁及びh₁は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

Pd 地震時における貯留水による動水圧の力(単位 1平方メートルにつき重量トン)

W₀ 水の単位体積重量(単位 1立方メートルにつき重量トン)

Kd 第12条第1項の規定により定めた設計震度

H₁ 計画湛水位から基礎地盤までの水深(単位 メートル)

h₁ 計画湛水位から可動堰の可動部のゲートと貯留水との接触面上の動水圧を求めようとする点までの水深(単位 メートル)
(可動堰の可動部のゲートに作用する荷重)

第12条 可動堰の可動部のゲートの構造計算に用いる設計震度は、0.12とする。

2 可動堰の可動部のゲートについては、第9条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、洪水時における動水圧その他のゲートに作用する荷重を計算するものとする。

(可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造)

第13条 可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造の基準は、前条に規定するもののほか、次に定めるところによるものとする。

(1) ゲートの起立時における上端の高さは、計画横断形に係る低水路の河床の高さと計画高水位との中間位以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするとき、又は治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、ゲートの起立時における上端の高さを堤内地盤高又は計画高水位のうちいずれか低い方の高さ以下とすることができる。

(2) ゲートの直高は、3メートル以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とときは、この限りでない。

(堰の設置に伴い必要となる護岸等)

第14条 第5条及び第6条の規定は、堰の設置に伴い必要となる護岸及び魚道について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「床止め」とあるのは、「堰」と読み替えるものとする。

(水門の径間長の特例)

第15条 第8条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、同条中「可動部」及び「可動堰の可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と読み替えるものとする。

(管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造)

第16条 条例第43条第2項の管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

- (1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。
- (2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(水門又は樋門の設置に伴い必要となる護岸)

第17条 河川又は水路を横断して設ける水門又は樋門の設置に伴い必要となる護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 水門が横断する河川に設ける護岸については、第5条各号の規定を準用する。この場合において、同条第1号及び第3号中「床止め」とあるのは、「水門」と、同条第1号中「上流側」とあるのは、「当該水門が横断する河川の上流側」と、「下流側」とあるのは、「当該水門が横断する河川の下流側」と読み替えるものとする。
- (2) 水門又は樋門が横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第5条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「水門又は樋門」と読み替えるものとする。

(取水塔の設置に伴い必要となる護岸)

第18条 取水塔の設置に伴い必要となる護岸は、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合を除

き、取水塔の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ取水塔と河岸又は堤防との距離の2分の1(条例第54条第1項の規定による基準径間長の2分の1を超えることとなる場合は、基準径間長の2分の1。10メートル未満となる場合は、10メートル)の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第5条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「取水塔」と読み替えるものとする。

(主要な公共施設に係る橋)

第19条 条例第54条第2項の規則で定める主要な公共施設に係る橋は、次の各号に掲げるものに係る橋とする。

- (1) 全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道
- (2) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号に規定する高速自動車国道
- (3) 前号に規定する道路以外の道路で幅員30メートル以上のもの
(近接橋の特則)

第20条 条例第54条第4項に規定する河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設(以下この項において「既設の橋等」という。)に近接して設ける橋(以下この条において「近接橋」という。)の径間長は、条例第54条第1項から第3項までに規定するところによるほか、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところにより近接橋の橋脚を設けることとした場合における径間長の値とするものとする。ただし、既設の橋等の改築又は撤去が5年以内に行われることが予定されている場合は、この限りでない。

- (1) 既設の橋等と近接橋との距離(洪水時の流心線に沿った見通し線(以下この項において「見通し線」という。)上における既設の橋等の橋脚、堰柱等(以下この項において「既設の橋脚等」という。)と近接橋の橋脚との間の距離をいう。次号において同じ。)が条例第54条第1項の規定による基準径間長未満である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上に設けること。
- (2) 既設の橋等と近接橋との距離が、条例第54条第1項の規定による基準径間

長以上であって、かつ、川幅（200メートルを超えることとなる場合は、200メートル）以内である場合においては、近接橋の橋脚を既設の橋脚等の見通し線上又は既設の橋等の径間の中央の見通し線上に設けること。

2 前項の規定によれば近接橋の径間長が70メートル以上となる場合においては、同項の規定にかかわらず、径間長を条例第54条第1項の規定による基準径間長から10メートルを減じた値以上とすることができる。

3 第1項の規定によれば近接橋の流心部の径間長が70メートル以上となる場合においては、同項の規定にかかわらず、径間長の平均値を条例第54条第1項の規定による基準径間長から10メートルを減じた値（30メートル未満となる場合は、30メートル）以上とすることができる。

（橋面）

第21条 条例第55条第2項の規則で定める橋の部分は、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分とする。

（橋の設置に伴い必要となる護岸）

第22条 橋の設置に伴い必要となる護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 河道内に橋脚を設けるときは、河岸又は堤防に最も近接する橋脚の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ条例第54条第1項の規定による基準径間長の2分の1の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。
- (2) 河岸又は堤防に橋台を設けるときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。
- (3) 護岸の高さについては、第5条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「橋」と読み替えるものとする。

（管理用通路の保全のための橋の構造）

第23条 条例第57条の管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路そ

の他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

（適用除外の対象とならない区域）

第24条 条例第58条第1項の規則で定める要件に該当する区域は、橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域とする。

（治水上の影響が著しく小さい橋）

第25条 条例第58条第1項の規則で定める橋は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高水敷に設ける橋で小規模なもの
- (2) 低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたもの

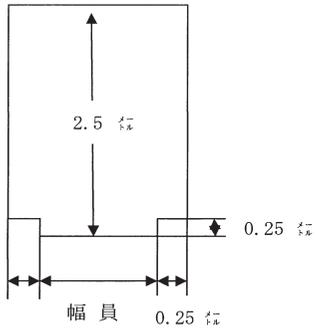
（小河川の特例）

第26条 条例第66条に規定する小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に定めるところによることができる。

- (1) 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。

計画高水流量（単位 一秒間につき立方メートル）	天端幅（単位 メートル）
50未満	2
50以上100未満	2.5

- (2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。
- (3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は、2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



(4) 橋については、条例第53条第2項中「20メートル」とあるのは、「10メートル」と、「2メートル」とあるのは、「1メートル」と、「1メートル」とあるのは、「0.5メートル」と読み替えて同項の規定を適用すること。

(5) 伏せ越しについては、条例第63条中「20メートル」とあるのは、「10メートル」と、「2メートル」とあるのは、「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第9号

甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則

甲府市臨時的任用職員に関する規則（昭和36年6月規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表保育士の項中「1級15号給」を「1級13号給」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第10号

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

甲府市職員被服貸与規則（昭和49年7月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表の1事務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表に次のように加える。

9	庁舎の案内業務に従事する男性職員	制服（上）	1冬	1	
10	庁舎の案内業務に従事する女性職員	夏制服（上下）	1夏	1	
		冬制服（上下）	1冬	1	

別表の3技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表1の項中「環境センター附属焼却工場」の次に「及び環境センター附属破碎工場」を加え、

夏作業服（上下）	1夏	2	環境センター附属焼却工場に勤務する職員に限る。
冬作業服（上下）	1冬	2	
つなぎ服	2夏	1	
ゴム長靴	4年	1	
帽子	3年	1	
安全靴	2年	1	
防寒服（上）	4冬	1	

を

防寒ズボン	4冬	1
-------	----	---

夏作業服（上下） 又はつなぎ服	1夏	2	環境センター附属焼却工場に勤務する職員に限る。
冬作業服（上下）	1冬	2	
ゴム長靴	4年	1	
帽子	3年	1	
安全靴	2年	1	貸与数は、つなぎ服を選択する場合は冬作業服を1とする。
防寒服（上）	4冬	1	
防寒ズボン	4冬	1	環境センター附属破碎工場に勤務する職員に限る。
夏作業服（上下） 又はつなぎ服	1夏	2	
冬作業服（上下）	1冬	2	
ゴム長靴	4年	1	
雨衣（上下）	4年	1	
フード付きジャケット 又は防寒服（上）	4年	1	
帽子	3年	1	
安全靴	2年	1	
防寒ズボン	4冬	1	

に改める。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の甲府市職員被服貸与規則に基づいて貸与している被服の取扱いについては、なお従前の例による。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第11号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1初任給基準表ア行政職給料表初任給基準表中「1級15号給」を「1級13号給」に改める。

別表第4昇格時号給対応表ア行政職給料表昇格時号給対応表中

「	「	「	「
57	56	56	55
57	57	56	56
57	57	56	56
57	57	56	56
57	57	57	56
58	57	57	56
58	57	58	57
58	58	58	57
58	58	59	57
58	58	59	57
59	58	60	57
59	58	60	58
59	58	61	58
59	59	61	58
を	に、	を	に、

「	「	「	「
59	59	62	58
60	59	62	58
60	59	63	59
」	」	」	」
「	「	「	「
69	68	51	50
70	69	51	50
71	69	52	51
72	70	52	51
73	70	53	51
74	71	54	51
75	71	55	52
76	72	56	52
77	72	57	52
78	73	58	52
79	73	59	53
80	74	60	53
81	74	61	53
82	75	62	53
83	75	63	54
84	76	64	54
85	77	65	55
」	」	」	」
「	「	「	「
33	32	29	28
33	33	29	28
34	33	30	29
34	33	30	29
35	33	31	29
35	34	31	29
を	に、	を	に、

3 6	を	3 4	に、	3 2	を	3 0	に改める。
3 6		3 4		3 2		3 0	
3 7		3 4		3 3		3 0	
3 7		3 5		3 3		3 0	
3 8		3 5		3 4		3 1	
3 8		3 5		3 4		3 1	
3 9		3 5		3 5		3 1	
3 9		3 6		3 5		3 1	
4 0		3 6		3 6		3 2	
4 0		3 6		3 6		3 2	
4 1		3 7		3 7		3 3	

別表第4昇格時号給対応表イ医療職給料表(1)昇格時号給対応表中

2 9	を	2 8	に、	4 9	を	4 8	に、
2 9		2 8		4 9		4 8	
2 9		2 9		4 9		4 9	
3 0		2 9		5 0		4 9	
3 0		2 9		5 0		4 9	
3 0		3 0		5 0		4 9	
3 1		3 0		5 1		4 9	
3 1		3 0		5 1		5 0	
3 1		3 1		5 1		5 0	
3 2		3 1		5 2		5 0	
3 2		3 1		5 2		5 0	
3 2		3 2		5 2		5 0	
3 3		3 2		5 3		5 1	
3 3		3 2		5 3		5 1	
3 4		3 3		5 4		5 1	
3 4		3 3		5 4		5 1	

3 5	を	3 3	に改める。	5 5	を	5 1	に改める。
4 3		4 2		4 3		4 3	
4 3		4 2		4 3		4 3	
4 4		4 3		4 3		4 3	
4 4		4 3		4 3		4 3	
4 5		4 3		4 3		4 3	
4 5		4 3		4 3		4 3	
4 6		4 4		4 4		4 4	
4 6		4 4		4 4		4 4	
4 7		4 4		4 4		4 4	
4 7		4 4		4 4		4 4	
4 8		4 5		4 5		4 5	
4 8	4 5	4 5	4 5				
4 9	4 5	4 5	4 5				
4 9	4 5	4 5	4 5				
5 0	4 6	4 6	4 6				
5 0	4 6	4 6	4 6				
5 1	4 7	4 7	4 7				

別表第4昇格時号給対応表ウ医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

6 2	を	6 1	に、	7 5	を	7 4	に改める。
6 2		6 2		7 5		7 4	
6 2		6 2		7 6		7 4	
6 2		6 2		7 6		7 4	
6 2		6 2		7 7		7 4	
6 2		6 2		7 7		7 4	
6 3		6 2		7 7		7 4	
6 3		6 2		7 7		7 4	
6 3		6 2		7 8		7 4	
6 3		6 2		7 8		7 4	

6 3	を	6 3	に、	7 8	を	7 4	に、
6 3		6 3		7 9		7 4	
6 3		6 3		7 9		7 4	
6 4		6 3		8 0		7 4	
6 4		6 3		8 0		7 4	
6 4		6 3		8 1		7 4	
6 4		6 3		8 1		7 4	
6 4		6 4		8 2		7 4	
6 4		6 4		8 2		7 4	
6 5		6 4		8 3		7 4	

4 9	を	4 8	に、	4 1	を	4 0	に改める。
4 9		4 8		4 1		4 0	
4 9		4 9		4 2		4 1	
5 0		4 9		4 3		4 1	
5 0		4 9		4 3		4 2	
5 1		4 9		4 4		4 2	
5 1		4 9		4 4		4 2	
5 1		5 0		4 5		4 2	
5 2		5 0		4 5		4 3	
5 2		5 0		4 6		4 3	
5 2	5 0	4 6	4 3				
5 3	5 0	4 7	4 3				
5 3	5 0	4 7	4 4				
5 4	5 1	4 8	4 4				
5 4	5 1	4 8	4 4				
5 5	5 1	4 9	4 5				

別表第4昇格時号給対応表エ医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

9 2	を	9 1	に、	9 3	を	9 2	に、
9 2		9 2		9 4		9 2	
9 2		9 2		9 5		9 3	
9 3		9 2		9 6		9 3	
9 3		9 2		9 7		9 3	
9 3		9 3		9 8		9 4	
9 4		9 3		9 9		9 4	
9 4		9 3		1 0 0		9 4	
9 4		9 3		1 0 1		9 5	
9 5		9 4		1 0 1		9 5	
9 5	9 4	1 0 2	9 5				
9 5	9 4	1 0 2	9 6				
9 6	9 4	1 0 3	9 6				
9 6	9 5	1 0 3	9 6				
9 6	9 5	1 0 4	9 7				
9 7	9 5	1 0 4	9 7				
		1 0 5	9 7				

6 9	を	6 8	に、	4 3	を	4 2	に、
7 0		6 8		4 3		4 3	
7 1		6 9		4 3		4 3	
7 2		6 9		4 4		4 3	
7 3		6 9		4 4		4 3	
7 3		6 9		4 4		4 4	
7 4		7 0		4 4		4 4	
7 4		7 0		4 5		4 4	
7 4		7 0		4 5		4 4	
7 5		7 0		4 5		4 4	

7 5	7 0	4 6	4 5
7 6	7 1	4 6	4 5
7 6	7 1	4 6	4 5
7 7	7 1	4 7	4 6
7 8	7 1	4 7	4 6
7 9	7 2	4 7	4 7
8 0	7 2		
8 1	7 3		

3 8	3 7
3 9	3 8
4 0	3 8
4 1	3 9
4 1	3 9
4 2	4 0
4 2	4 0
4 3	4 1
4 3	4 1
4 4	4 2
4 4	4 2
4 5	4 3
4 6	4 3
4 7	4 4
4 8	4 4
4 9	4 5

を に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第12号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第4 技能労務職昇格時号給対応表中

5 7	5 6	5 6	5 5
5 7	5 7	5 6	5 6
5 7	5 7	5 6	5 6
5 7	5 7	5 6	5 6
5 7	5 7	5 7	5 6
5 8	5 7	5 7	5 6
5 8	5 7	5 8	5 7
5 8	5 8	5 8	5 7
5 8	5 8	5 9	5 7
5 8	5 8	5 9	5 7
5 9	5 8	6 0	5 8
5 9	5 8	6 0	5 8
5 9	5 9	6 1	5 8
5 9	5 9	6 1	5 8
5 9	5 9	6 2	5 8
6 0	5 9	6 2	5 8
6 0	5 9	6 3	5 9

を に、 を に改める。

附 則
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 25 年 3 月 29 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第 13 号

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員管理職手当支給規則（昭和 38 年 4 月規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第14号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第71条第1項第22号及び第23号を次のように改める。

- ㉒ 官公署の業務の一部代行を行う機関に対して支払う経費
- ㉓ 即時支払を必要とする診断書の取得に要する経費

第71条第1項第24号を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第15号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表47の項の次に次の1項を加える。

47の2	鉱泉浴場経営申告書	条例第168条
------	-----------	---------

第47号様式を次のように改める。

第47号様式

入湯税納入申告書 (年 月分)

(あて先) 甲 府 市 長		年 月 日	
申告者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申告者氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	
		電話	
この申告に係る 鉱泉浴場施設	所在地		
	名称		

入湯税の納入について、甲府市市税条例第165条第3項の規定により申告します。

入 湯 客 総 数	①	人
課 税 免 除 と な る 入 湯 客 数	②	人
課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数 (① - ②)	③	人
税 率	④	150円(入湯客1人1日について150円)
納 入 す べ き 入 湯 税 額 (③ × ④)		円
備 考		

納 入 明 細 書

日	①入湯客総数		②課税免除者数		課税対象者数 (①-②)	日	①入湯客総数		②課税免除者数		課税対象者数 (①-②)	
	宿泊	日帰	12歳未満	その他			宿泊	日帰	12歳未満	その他		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
												計

注1 この申告書は、毎月末日までに前月1日から同月末日までに徴収した入湯税に係る入湯客総数や課税免除客数、課税対象となる入湯客数、納入すべき入湯税額、納入明細書等について記載して、提出してください。

2 納入明細書については、入湯客総数、課税免除客数及び入湯税額等を記入した帳簿を添付することでもよい。

第47号様式の次に次の1様式を加える。

第47号様式の2

鉱泉浴場経営申告書

(あて先) 甲 府 市 長		年 月 日	
申告者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申告者氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	
		電話	
(ふりがな)			
届出者氏名		電話	

鉱泉浴場の経営について、甲府市市税条例第168条の規定により申告します。

申告の区分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> その他 ()			
経営開始又は異動年月日	年 月 日			
鉱泉浴場施設	所在地			
	(ふりがな)			
	名称			
施設の種別	<input type="checkbox"/> 公衆浴場 (<input type="checkbox"/> 物価統制令により統制額の指定を受けているもの <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> ホテル又は旅館 <input type="checkbox"/> 医療法に規定する医療提供施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業の用に供する施設 <input type="checkbox"/> その他施設 ()			
施設の利用区分	<input type="checkbox"/> 宿泊施設	日帰り施設の併設	宿泊定員	部屋数
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	人	室
<input type="checkbox"/> 日帰り施設	利用料金 (消費税額及び地方消費税額相当額を含む。)	平日	円	
		休日	円	
施設の浴槽数	総浴槽数	(うち鉱泉を利用する浴槽数)		
温泉法による営業許可日	年 月 日			
公衆浴場法による営業許可日	年 月 日			
旅館業法による営業許可日	年 月 日			
廃止日	年 月 日	理由 ()		
休業日	年 月 日	理由 ()		
備考 (上記以外の変更等)				

注1 鉱泉浴場の経営を開始する場合や名称等を変更する場合等には、この申告書を提出してください。

2 該当する口には、レ印を記入し、該当箇所に記載のうえ、提出してください。

3 経営を開始する場合には温泉法、公衆浴場法及び旅館業法による許可書等の写しを添付してください。

4 施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽が分かる配置図等を添付してください。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第16号

甲府市契約規則の一部を改正する規則

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）の一部を次のように改正する。

第75条第1項中「総額は、1億5,000万円を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない」を「額は、請負代金額の10分の4に相当する額以内の額とする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に該当する工事については、既に支払った前払金に追加して請負代金額の10分の2に相当する額以内の前金払をすることができる。

第75条第3項中「前項ただし書に規定する前払金の支払を請求する」を「前項に規定する前金払の請求をする」に改め、同条第8項及び第9項中「第2項ただし書」を「第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮島雅展

甲府市規則第17号

甲府市公有財産取扱規則の一部を改正する規則

甲府市公有財産取扱規則（昭和59年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第23条中「地上権」の次に「若しくは地役権」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮島雅展

甲府市規則第18号

甲府市障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則

（甲府市障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第1条 甲府市障害者自立支援法施行細則（平成18年9月規則第69号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「以下「法」を「以下「障害者総合支援法」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「以下「施行令」を「以下「障害者総合支援法施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「以下「施行規則」を「以下「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第2条及び第3条中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第4条中「施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改める。

第5条中「法」を「障害者総合支援法」に改める。

第5条の2中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第6条から第8条までの規定中「法」を「障害者総合支援法」に改める。

第9条中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第10条中「施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改める。

第11条及び第13条から第16条までの規定中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

支援法施行規則」に改める。

第18条及び第18条の2第1項から第3項までの規定中「法」を「障害者総合支援法」に改める。

第19条中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第20条中「法」を「障害者総合支援法」に改める。

第21条中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に、「施行令第1条第2号に規定する更生医療」を「障害者総合支援法施行令第1条の2第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更生医療（第24条において「育成医療等」という。）」に、「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に改める。

第22条中「法」を「障害者総合支援法」に、「自立支援医療受給者証（更生医療）」を「自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療）」に改める。

第23条中「自立支援医療費（更生医療）支給認定却下決定通知書」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定却下決定通知書」に改める。

第24条中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に、「施行令第1条第2号に規定する更生医療」を「育成医療等」に、「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に改める。

第25条中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に、「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）」を「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療・更生医療）」に改める。

第26条中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に、「自立支援医療受給者証（更生医療）再交付申請書」を「自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療）再交付申請書」に改める。

第27条中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第28条中「法第74条第1項」を「障害者総合支援法第74条第1項」に改める。

第29条第1項中「自立支援医療（更生医療）看護等承認申請書」を「自立支援医療（育成医療・更生医療）看護等承認申請書」に改め、同条第2項中「自立

支援医療（更生医療）看護等承認書」を「自立支援医療（育成医療・更生医療）看護等承認書」に改め、同条第3項中「自立支援医療（更生医療）看護費等請求書」を「自立支援医療（育成医療・更生医療）看護費等請求書」に改める。

第30条第1項中「施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改め、同条第2項中「法」を「障害者総合支援法」に改める。

第3号様式中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、「なお、審査請求をした場合には、山梨県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるができます。」を削る。

第4号様式及び第5号様式の2中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第8号様式中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改める。

第9号様式及び第11号様式中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第11号様式の2中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第15号様式の3中「なお、審査請求をした場合には、山梨県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるができます。」を削る。

第16号様式中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第18号様式中「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に、

「

受診者	フリガナ		性別	男・女	年齢	歳
	氏名					
住所	フリガナ					電話番号
	住所					

生 年 月 日
年 月 日

を

障害者・児	フリガナ 受診者氏名	性別	男・女	年齢	歳
	フリガナ 受診者住所				電話番号
受診者が18歳未満の場合	フリガナ 保護者氏名				受診者との関係
	フリガナ 保護者住所 ※2				電話番号 ※2

生 年 月 日
年 月 日

に、「区分※2」を「区分※3」に、「継続※

3」を「継続※4」に、「番号 ※4」を「番号 ※5」に、「※1 新規・変

更」を「※1 新規・再認定・変更」に、
 ※2 チェックシートを参照し、該
 ※3 チェックシートを参照し、該
 ※4 再認定又は変更の方のみ記

当すると思う区分に○をする。
 当すると思う区分に○をする。を
 入。
 「※2 受診者本人と異なる場合に記入す
 ※3 チェックシートを参照し、該当す
 ※4 チェックシートを参照し、該当す
 ※5 再認定又は変更の方のみ記入す

る。
 ると思う区分に○をする。に改める。
 ると思う区分に○をする。
 る。」

第19号様式中「自立支援医療受給者証（更生医療）」を「自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療）」に改める。

第20号様式中「自立支援医療費（更生医療）支給認定却下決定通知書」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定却下決定通知書」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第21号様式中「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）」を「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療・更生医療）」に、「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（変更）」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書（変更）」に改める。

第22号様式中「自立支援医療受給者証（更生医療）再交付申請書」を「自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療）再交付申請書」に改める。

第23号様式中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第25号様式中「自立支援医療（更生医療）看護等承認申請書」を「自立支援医療（育成医療・更生医療）看護等承認申請書」に改める。

第26号様式中「自立支援医療（更生医療）看護等承認書」を「自立支援医療（育成医療・更生医療）看護等承認書」に改める。

第27号様式中「自立支援医療（更生医療）看護費等請求書」を「自立支援医療（育成医療・更生医療）看護費等請求書」に改める。

第29号様式中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

（甲府市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部改正）

第2条 甲府市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成24年3月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「法」を「障害者総合支援法」に改める。

第2条中「、法」を「、障害者総合支援法」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」を「山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第68号。以下「県条例」に改める。

第4条第2項、第7条第5項並びに第8条第2号及び第3号中「省令」を「県条例」に改める。

第8条第5号及び第6号中「法」を「障害者総合支援法」に改める。

第1号様式中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第3条 障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年4月規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第1条中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「）、障害者自立支援法施行令」を「）。以下「障害者総合支援法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「（」及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第3条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第4条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第1号様式中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

（甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部改正）

第4条 甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和41年11月規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に改め、同条第35号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令」に、「第1条第2号に規定する医療（以下「更生医療」を「第1条の2第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更生医療（「以下「育成医療等」に改め、同条第36号から第42号まで、第55号及び第56号中「更生医療」を「育成医療等」に改め、同条第57号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則」に改め、同条第70号から第74号まで及び第79号中「更生医療」を「育成医療等」に改める。

（甲府市財務規則の一部改正）

第5条 甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第78条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（甲府市事務分掌規則の一部改正）

第6条 甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号）の一部を次のように改

正する。

別表第1福祉部（福祉事務所）、高齢者・障害者支援室、障害福祉課の項第10号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中障害者自立支援法施行細則第3号様式の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める部分を除く。）及び第15号様式の3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する第1条から第3条までの規定による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第19号

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市景観条例施行規則（平成21年3月規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 法第16条第5項の規定による通知は、甲府市景観計画区域内行為通知書（第3号様式）によるものとする。

第8条第3号中「の区域」の次に「（編入前の中道町の区域（次号において「中道地区」という。）を除く。）」を加え、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「第4号及び第5号」を「第7号及び第8号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1項を加える。

(4) 中道地区における建築物に係る行為 高さ10メートル又は建築面積200平方メートル

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第12条第1項中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第4号様式」を「第5号様式」に改める。

第1号様式及び第2号様式中 「

都市計画区域	内・外	用途地域
--------	-----	------

を 「

都市計画区域	内・外	用途
地区別景観計画の区域	内・外	(

」

地域	
) 地区

に改める。

第5号様式を削り、第4号様式を第5号様式とし、第3号様式を第4号様式とし、第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

通知者 所在地
（行為者） 名称
代表者の氏名
電話番号



甲府市景観計画区域内行為通知書
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

行為の場所					
都市計画区域		内・外	用途地域		
地区別景観計画の区域		内・外	() 地区		
行為の種類	建築物 (別紙1添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		通知部分	通知以外の部分	合計
		敷地面積		-----	
		建築面積			
		延べ面積			
	高さ				
	工作物 (別紙2添付) <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種類			敷地面積
		高さ			築造面積
開発行為	目的			面積	
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法			高さ及び面積	
代理者	所在地 事務所名 氏名	電話番号			
設計者	所在地 事務所名 氏名	電話番号			
施工者	所在地 事務所名 氏名	電話番号			
行為の期間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日	～		

別紙 1

建築物の概要

用途				
階数	地上	階	地下	階
構造	造 (一部 造)			
屋外に設置する建築設備の種類及び高さ (地下構造物を除く。)				
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各面の合計面積			
	外観の変更に係る部分の面積	外壁	屋根	合計
	仕上げ (材料・方法)		色彩 (マンセル値)	
屋根				
外壁				
その他				
備考				
添付書類	<input type="checkbox"/> 敷地位置図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 敷地内配置図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> その他必要な図面			

別紙 2

工作物の概要

種類		
高さ		
築造面積	(うち増改築部分の面積)	
施工延長		
構造	造 (一部 造)	
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各面の合計面積	
	外観の変更に係る部分の面積	
	仕上げ (材料・方法)	色彩 (マンセル値)
基本部分		
その他		
備考		
添付書類	<input type="checkbox"/> 敷地位置図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 敷地内配置図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> その他必要な図面	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第20号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「ウ」を「ウ並びに次条第1項第2号及び第3号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（緩和された収入の基準の適用を受ける障害者等の障害の程度）

第2条の2 条例第6条第2号ア(イ)に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定める程度とする。

- (1) 身体障害 前条第1項第2号アに規定する程度
- (2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第6条第2号ア(イ)に規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

第3条第2項第3号中「アからウまで」を「条例第6条第2号アからウまでに掲げる場合」に改め、同号アからウまでを削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第21号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「市民生活部」を「市民部」に、「都市建設部」を「建設部」に改める。

第3条第1項の表以外の部分中「高齢者・障害者支援室介護保険課」を「長寿支援室介護保険課」に、「子ども家庭支援室児童育成課青少年育成係」を「子ども家庭支援室児童育成課青少年係」に改め、同項の表総務部、人事管理室、研修厚生課の項中「厚生係」を「厚生係、職員健康係」に改め、同表総務部、契約管理室の項中「工事契約係、物品契約係」を「工事係、物品係」に、「財産管理係、庁舎管理係、車両管理係」を「財産係、庁舎係、車両係、新庁舎ガイド係」に、「情報推進課」を「情報課」に、「情報推進係」を「情報係」に改め、同表企画部、企画財政室の項中「行政改革推進課」を「行政改革課」に改め、同表企画部、危機管理対策室の項中「危機管理対策室」を「危機管理室」に、「防災対策課」を「防災課」に、「地域防災係、防災施設係」を「防災係、施設係」に改め、同表企画部、地域政策室の項中「中心市街地振興課」を「まちづくり課」に、「計画係」を「まちづくり係、計画係」に改め、同表市民生活部の項中「市民生活部」を「市民部」に改め、同表市民生活部、市民生活総室の項中「市民生活総室」を「市民総室」に、「受付係」を「受付係、案内係」に改め、同表市民生活部、市民協働室の項中「人権・男女共同参画課」を「人権男女参画課」に、「男女共同参画係」を「男女参画係」に改め、同表福祉部(福祉事務所)、福祉

総室、総務課の項中「地域医療支援係」を「地域医療係」に、同表福祉部(福祉事務所)、子ども家庭支援室、児童育成課の項中「青少年育成係」を「青少年係」に改め、同表福祉部(福祉事務所)、高齢者・障害者支援室の項中「高齢者・障害者支援室」を「長寿支援室」に、「高齢者福祉健康係」を「健康係」に、「高齢者医療係」を「医療係」に、「自立支援係」を「サービス支援係」に改め、同表環境部、環境総室、環境保全課の項中「環境保全係」を「保全係」に、「浄化槽整備推進係、公害対策係」を「浄化槽係、公害係」に改め、同表産業部、産業振興推進室の項中「産業振興推進室」を「産業振興室」に、「商工振興課」を「商工課」に、「商工振興係、金融係、産業立地係」を「商業金融係、商店街活性化係、工業係」に改め、同表産業部、産業振興推進室、産業プロジェクト推進課の項を削り、同表産業部、農林振興室の項中「農業振興課」を「農政課」に、「農業振興係、農業施設係」を「振興係、施設係」に、「森林整備課」を「林政課」に改め、同表産業部、市場経営室、経営管理課の項中「施設整備係」を「施設係」に改め、同表都市建設部の項中「都市建設部」を「建設部」に改め、同表都市建設部、都市建設総室の項中「都市建設総室」を「建設総室」に改め、同表都市建設部、計画指導室の項中「計画指導室」を「まち開発室」に、「開発指導係」を「指導係」に、「建築審査係、建築指導係」を「審査係、指導係」に、「甲府駅周辺土地区画整理課」を「区画整理課」に改め、同表都市建設部、都市基盤整備室の項中「都市基盤整備室」を「まち保全室」に、「公園緑地係」を「公園係」に、「用地管理係」を「用地係」に、「地籍調査係」を「地籍係」に改め、同表庁舎建設部の項を削り、同条第3項中「リニア交通政策調整監」を「リニア交通政策監」に、「危機管理対策監」を「危機管理監」に、「地域政策調整監」を「地域政策監」に、「市場改革調整監」を「市場改革監」に改め、同条第4項の表中「広報課」を「シティプロモーション課」に改める。

第6条第3項中「リニア交通政策調整監、危機管理対策監、地域政策調整監及び市場改革調整監」を「リニア交通政策監、危機管理監、地域政策監及び市場改革監」に改める。

第8条第6項の表市長室、シティプロモーション担当課長の項を削り、同表中「危機管理対策室」を「危機管理室」に改め、同表福祉総室の項を削る。

第12条の4中「中道総合行政窓口センター」を「中道窓口センター」に、

「上九一色総合行政窓口センター」を「上九一色窓口センター」に改める。

「第3款 市民生活部に属する機関」を「第3款 市民部に属する機関」に改める。

第14条の2中「市民生活部市民協働室消費生活センター」を「市民部市民協働室消費生活センター」に改める。

第14条の3の見出し及び同条第1項の表以外の部分中「総合行政窓口センター」を「窓口センター」に改め、同項の表中「甲府市役所青沼総合行政窓口センター」を「甲府市役所青沼窓口センター」に、「甲府市役所湯村総合行政窓口センター」を「甲府市役所湯村窓口センター」に、「甲府市役所国母総合行政窓口センター」を「甲府市役所国母窓口センター」に、「甲府市役所東部総合行政窓口センター」を「甲府市役所東部窓口センター」に、「甲府市役所武田総合行政窓口センター」を「甲府市役所武田窓口センター」に、「甲府市役所大里総合行政窓口センター」を「甲府市役所大里窓口センター」に、「甲府市役所山城総合行政窓口センター」を「甲府市役所山城窓口センター」に、「甲府市役所池田総合行政窓口センター」を「甲府市役所池田窓口センター」に、「甲府市役所中道総合行政窓口センター」を「甲府市役所中道窓口センター」に、「甲府市役所上九一色総合行政窓口センター」を「甲府市役所上九一色窓口センター」に改め、同条第2項中「総合行政窓口センターは、市民生活部市民生活総室総務課」を「窓口センターは、市民部市民総室総務課」に、同項第10号中「総合行政窓口センター」を「窓口センター」に改める。

第14条の4中「市民生活部市民生活総室国民健康保険課」を「市民部市民総室国民健康保険課」に改める。

第14条の5第2項中「市民生活部市民協働室市民対話課」を「市民部市民協働室市民対話課」に改める。

第18条第2項中「市民生活部市民協働室人権・男女共同参画課」を「市民部市民協働室人権男女参画課」に改める。

第23条から第23条の4までの規定中「福祉部高齢者・障害者支援室高齢者福祉課」を「福祉部長寿支援室高齢者福祉課」に改める。

第27条第2項中「産業部産業振興推進室商工振興課」を「産業部産業振興室商工課」に改める。

第29条から第29条の3までの規定中「産業部農林振興室農業振興課」を「産業部農林振興室農政課」に改める。

第29条の4中「産業部農林振興室森林整備課」を「産業部農林振興室林政課」に改める。

「第7款 都市建設部に属する機関」を「第7款 建設部に属する機関」に改める。

第30条の2中「都市建設部計画指導室公園緑地課」を「建設部まち保全室公園緑地課」に改める。

第31条第2項中「都市建設部都市基盤整備室道路河川課」を「建設部まち保全室道路河川課」に改める。

第35条第3項の表病院事務総室、総務課の項中「経営企画係」を「経営係」に、「情報管理係」を「情報係」に改め、同表病院事務総室、医事課の項中「入院係、会計係、外来係」を「医事係」に改める。

第36条第1項の表中「総合行政窓口センター」を「窓口センター」に改め、同条第2項第2号中「市民生活部市民協働室消費生活センター消費生活係長」を「市民部市民協働室消費生活センター消費生活係長」に改め、同項第3号中「市民生活部市民協働室人権・男女共同参画課長」を「市民部市民協働室人権男女参画課長」に改め、同項第7号中「産業部産業振興推進室商工振興課長」を「産業部産業振興室商工課長」に改め、同項第8号中「産業部農林振興室農業振興課長」を「産業部農林振興室農政課長」に改める。

第37条第2号中「診療部長」を「統括診療部長、診療部長、統括科部長」に改める。

第39条中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 統括科部長は、担当する医療業務のほか、上司の命を受け、所管業務を統轄し、配置職員を指揮監督し、及び科内の調整を図る。

第39条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 統括診療部長は、担当する業務のほか、上司の命を受け、医療上の重要事項を処理するとともに、院長を補佐し、配置職員を指揮監督し、及び診療部内の調整を図る。

第40条第2項中「診療部長」を「統括診療部長、診療部長」に改め、同条第3項中「診療部長」を「統括診療部長、診療部長」に、「科部長」を「統括科部長、科部長」に改め、同条第4項中「科部長」を「統括科部長、科部長」に改める。

第44条第2項中「都市建設部長」を「建設部長」に改める。

別表第1総務部、人事管理室、人事課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同表総務部、人事管理室、研修厚生課の項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の公務災害等の補償に関すること。

別表第1総務部、契約管財室、管財課の項に次の2号を加える。

(16) 市民コミュニティホール及び市役所駐車場の運用管理に関すること。

(17) 新庁舎の見学等に関すること。

別表第1総務部、契約管財室、情報推進課の項中「情報推進課」を「情報課」に改め、同表企画部、企画財政室、行政改革推進課の項中「行政改革推進課」を「行政改革課」に、同表企画部、危機管理対策室の項中「危機管理対策室」を「危機管理室」に、「防災対策課」を「防災課」に改め、同表企画部、地域政策室、中心市街地振興課の項を次のように改める。

まちづくり課	(1) まちづくり政策に関すること。 (2) 中心市街地活性化基本計画に関すること。
--------	---

別表第1市民生活部の項中「市民生活部」を「市民部」に改め、同表市民生活部、市民生活総室の項中「市民生活総室」を「市民総室」に改め、同表市民生活部、市民生活総室、総務課の項第5号中「総合行政窓口センター」を「窓口センター」に改め、同表市民生活部、市民生活総室、市民課の項に次の2号を加える。

(20) 庁内案内に関すること。

(21) 総合窓口の運用に関すること。

別表第1市民生活部、市民協働室、消費生活センターの項第2号中「都市建設部」を「建設部」に改め、同表市民生活部、市民協働室、市民対話課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、

同表市民生活部、市民協働室、人権・男女共同参画課の項中「人権・男女共同参画課」を「人権男女参画課」に改め、同表福祉部（福祉事務所）、福祉総室、総務課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 社会福祉法人に関すること。

別表第1福祉部（福祉事務所）、子ども家庭支援室、生活福祉課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表福祉部（福祉事務所）、高齢者・障害者支援室の項中「高齢者・障害者支援室」を「長寿支援室」に改め、同表産業部、産業総室、総務課の項第2号中「中央卸売市場」を「地方卸売市場」に改め、同表産業部、産業総室、労政課の項第7号中「勤労者住宅資金」を「勤労者融資制度」に改め、同表産業部、産業振興推進室の項中「産業振興推進室」を「産業振興室」に、同表産業部、産業振興推進室、商工振興課の項中「商工振興課」を「商工課」に改め、第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地域産業の甲府ブランド化及び情報発信に関すること。

別表第1産業部、産業振興推進室、産業プロジェクト推進課の項を削る。

別表第1産業部、農林振興室、農業振興課の項を次のように改める。

農政課	(1) 農業振興地域整備計画及び土地利用の調整に関すること。 (2) 農業経営基盤強化促進対策事業に関すること。 (3) 中山間地域等の農業振興に関すること。 (4) 農畜産物の流通及び消費拡大並びに農業都市交流事業に関すること。 (5) 経営所得安定対策に関すること。 (6) 農地総合対策に関すること。 (7) 農業関係団体等に関すること。 (8) 農業統計調査及び農業資金に関すること。 (9) 農林業まつりに関すること。 (10) 右左口の里に関すること。 (11) 農産物等直売管理施設に関すること。 (12) 市民農園に関すること。 (13) 有害鳥獣対策に関すること。
-----	---

- (14) 耕作放棄地対策に関する事
- (15) 農業センターに関する事
- (16) 農業用施設の建設工事及び維持管理に関する事
- (17) 農道台帳及び農業用施設台帳の整備及び保管に関する事
- (18) 農道及び農業用排水路等の用地の取得及び管理に関する事
- (19) 土地改良区等に関する事
- (20) 農業集落排水施設に関する事
- (21) 畑地かんがい給水施設に関する事

別表第1産業部、農林振興室、森林整備課の項中「森林整備課」を「林政課」に改める。

別表第1都市建設部の項中「都市建設部」を「建設部」に改め、同表都市建設部、都市建設総室の項中「都市建設総室」を「建設総室」に改め、同表都市建設部、計画指導室の項中「計画指導室」を「まち開発室」に改め、同表都市建設部、計画指導室、都市計画課の項中第24号を第26号とし、第21号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第20号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (22) 被災宅地危険度判定に関する事

別表第1都市建設部、計画指導室、都市計画課の項中第19号を第20号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条に基づく許可等に関する事

別表第1都市建設部、計画指導室、都市整備課の項を次のように改める。

都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画事業に係る道路及び公園の設計、工事の施工及び用地の取得並びにこれらに伴う物件等の補償に関する事 (2) 市道（地域整備事業を含む。）の新設、拡幅及び改良の事業に係る設計、工事の施工及び用地の取得並びにこれらに伴う物件等の補償に関する事 (3) 土地開発公社に関する事 (4) 教育財産（土地に限る。）の取得に
-------	---

関すること。

別表第1都市建設部、計画指導室、建築指導課の項中第6号を削り、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「及び被災宅地危険度判定」を削り、同号を同項第12号とし、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号を同項第14号とし、同項に次の2号を加える。

- (15) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関する事
- (16) 住宅リフォームに関する事

別表第1都市建設部、計画指導室、甲府駅周辺土地地区画整理課の項中「甲府駅周辺土地地区画整理課」を「区画整理課」に改め、同表都市建設部、都市基盤整備室の項中「都市基盤整備室」を「まち保全室」に改め、同表庁舎建設部の項を削る。

別表第1の2市長室、広報課の項中「広報課」を「シティプロモーション課」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 市の情報発信の調整に関する事
- （甲府市職員職名規則の一部改正）

第2条 甲府市職員職名規則（昭和28年12月規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1技術職員の項中「、診療部長、看護部長」を「、統括診療部長、診療部長、看護部長、統括科部長」に改める。

（甲府市都市公園条例施行規則の一部改正）

第3条 甲府市都市公園条例施行規則（昭和35年11月規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「都市建設部都市基盤整備室公園緑地課」を「建設部まち保全室公園緑地課」に改める。

（甲府市役所庁中管理規則の一部改正）

第4条 甲府市役所庁中管理規則（昭和37年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表相生仮本庁舎、サーバー室の項中「総務部契約管財室情報推進課長」を「総務部契約管財室情報課長」に改め、同表相生仮本庁舎、市民対話室の項中

「市民生活部市民協働室市民対話課長」を「市民部市民協働室市民対話課長」に改め、同表相生仮本庁舎、レセプト庫の項中「市民生活部市民生活総室国民健康保険課長」を「市民部市民総室国民健康保険課長」に改め、同表相生仮本庁舎、計量検査室の項中「市民生活部市民協働室消費生活センター所長」を「市民部市民協働室消費生活センター所長」に改める。

(甲府市公印規則の一部改正)

第5条 甲府市公印規則(昭和44年8月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表つづじが崎霊園管理者印の項管守者の欄中「都市建設部都市基盤整備室公園緑地課長」を「建設部まち保全室公園緑地課長」に改め、同表甲府市建築主事印の項管守者の欄中「都市建設部計画指導室建築指導課長」を「建設部まち開発室建築指導課長」に改め、同表開発審査会長印の項管守者の欄中「都市建設部計画指導室都市計画課長」を「建設部まち開発室都市計画課長」に改める。

別表第1専用公印の表市印の項管守者の欄中「市民生活部市民生活総室国民健康保険課長」を「市民部市民総室国民健康保険課長」に改め、同表市役所印の項管守者の欄中「市民生活部市民生活総室市民課長」を「市民部市民総室市民課長」に、「都市建設部都市基盤整備室道路河川課長」を「建設部まち保全室道路河川課長」に、「都市建設部計画指導室建築指導課長」を「建設部まち開発室建築指導課長」に改め、同表建築審査会印の項管守者の欄中「都市建設部計画指導室建築指導課長」を「建設部まち開発室建築指導課長」に改め、同表開発審査会印の項管守者の欄中「都市建設部計画指導室都市計画課長」を「建設部まち開発室都市計画課長」に改め、同表市長印の項管守者の欄中「市民生活部市民生活総室総務課長」を「市民部市民総室総務課長」に、「市民生活部市民生活総室市民課長」を「市民部市民総室市民課長」に改め、同項中

「 ゴム(硬質)	精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担患者票の変更	福祉部高齢者・障害者支援室障害福祉課長	1
-------------	------------------------------	---------------------	---

	確認に使用する印	中道支所住民課長	1	を
		上九一色出張所長	1	
同	重度心身障害者医療費助成金受給者証に使用する印	福祉部高齢者・障害者支援室障害福祉課長	3	

「 ゴム(硬質)	精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担患者票の変更確認に使用する印	福祉部長寿支援室障害福祉課長	1	に改め、
		中道支所住民課長	1	
		上九一色出張所長	1	
木	養育医療券の変更確認に使用する印	福祉部福祉総室健康衛生課長	1	
「 ゴム(硬質)	重度心身障害者医療費助成金受給者証に使用する印	福祉部長寿支援室障害福祉課長	3	

同表証明専用市長印(番号入)の項管守者の欄中「市民生活部市民生活総室総務課長」を「市民部市民総室総務課長」に、「市民生活部市民生活総室市民課長」を「市民部市民総室市民課長」に改め、同項中

「	<table border="1"> <tr> <td>税務部税務総 室資産税課長</td> <td>1</td> </tr> </table>	税務部税務総 室資産税課長	1	」	を	「	<table border="1"> <tr> <td>税務部税務総 室資産税課長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>税務部収納管 理室収納課長</td> <td>1</td> </tr> </table>	税務部税務総 室資産税課長	1	税務部収納管 理室収納課長	1	」	に改め、
税務部税務総 室資産税課長	1												
税務部税務総 室資産税課長	1												
税務部収納管 理室収納課長	1												

同表戸籍専用市長印の項管守者の欄中「同」を「市民部市民総室市民課長」に改め、同表道路水路占用専用市長印の項管守者の欄中「都市建設部都市基盤整備室道路河川課長」を「建設部まち保全室道路河川課長」に改め、同表建築確認等専用市長印の項管守者の欄中「都市建設部計画指導室建築指導課長」を「建設部まち開発室建築指導課長」に改め、同表市長認印の項管守者の欄中「市民生活部市民生活総室市民課長」を「市民部市民総室市民課長」に改め、同表市長職務代理者印の項管守者の欄中「福祉部高齢者・障害者支援室障害福祉課長」を「福祉部長寿支援室障害福祉課長」に、「市民生活部市民生活総室市民課長」を「市民部市民総室市民課長」に改め、同表証明専用市長職務代理者印（番号入）の項管守者の欄中「市民生活部市民生活総室総務課長」を「市民部市民総室総務課長」に、「市民生活部市民生活総室市民課長」を「市民部市民総室市民課長」に改め、同表戸籍専用市長職務代理者印の項管守者の欄中「同」を「市民部市民総室市民課長」に改め、同表市長職務代理者認印の項管守者の欄中「市民生活部市民生活総室市民課長」を「市民部市民総室市民課長」に改め、同表福祉事務所長印の項管守者の欄中「福祉部高齢者・障害者支援室障害福祉課長」を「福祉部長寿支援室障害福祉課長」に改める。

（市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則の一部改正）

第6条 市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則（昭和49年3月規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 飲用井戸の衛生指導に関すること。

第4条第2号中「総合行政窓口センター」を「窓口センター」に改める。

（甲府市消防団員救じゅつ金条例施行規則の一部改正）

第7条 甲府市消防団員救じゅつ金条例施行規則（昭和49年12月規則第67

号）の一部を次のように改正する。

第10条中「企画部危機管理対策室防災対策課」を「企画部危機管理室防災課」に改める。

（甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例施行規則（昭和53年3月規則第20号）の一部を次のように改正する。

第15条中「都市建設部」を「建設部」に改める。

（甲府市地籍調査推進委員会設置規則の一部改正）

第9条 甲府市地籍調査推進委員会設置規則（昭和55年3月規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市建設部」を「建設部」に改める。

（甲府市公有財産取扱規則の一部改正）

第10条 甲府市公有財産取扱規則（昭和59年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項、第10条第1項及び第2項、第11条、第16条第1項、第18条第2項、第26条第1項、第30条並びに第32条第2項第4号中「都市建設部長」を「建設部長」に改める。

（甲府市財務規則の一部改正）

第11条 甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「都市建設部長」を「建設部長」に改める。

第9条第2項の表中「市民生活総室総務課長」を「市民総室総務課長」に、「市民生活総室総務課」に属する各総合行政窓口センターを「市民総室総務課に属する各窓口センター」に、「高齢者福祉課高齢者医療係」を「高齢者福祉課医療係」に、「都市計画課都市計画係長及び開発指導係長」を「都市計画課計画係長及び指導係長」に改める。

第93条の表中「スポーツ振興課長」を「スポーツ課長」に、「スポーツ振興課振興係」を「スポーツ課スポーツ係」に改める。

第94条第2項中「市民生活総室総務課長」を「市民総室総務課長」に改める。

(甲府市物品管理規則の一部改正)

第12条 甲府市物品管理規則(昭和62年1月規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「物品契約係及び工事契約係」を「物品係及び工事係」に改める。

(甲府市都市計画法施行細則の一部改正)

第13条 甲府市都市計画法施行細則(平成12年3月規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市建設部」を「建設部」に改める。

(甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則(平成14年6月規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「都市建設部」を「建設部」に改める。

(甲府市男女共同参画審議会規則の一部改正)

第15条 甲府市男女共同参画審議会規則(平成15年3月規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民生活部市民協働室人権・男女共同参画課」を「市民部市民協働室人権男女参画課」に改める。

(甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正)

第16条 甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成19年3月規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「危機管理対策室」を「危機管理室」に、「市民生活部」を「市民部」に、「都市建設部及び庁舎建設部」を「及び建設部」に改める。

(甲府市景観条例施行規則の一部改正)

第17条 甲府市景観条例施行規則(平成21年3月規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「都市建設部」を「建設部」に改める。

(甲府市準用河川管理規則の一部改正)

第18条 甲府市準用河川管理規則(平成24年3月規則第5号)の一部を次のよ

うに改正する。

第2条中「都市建設部」を「建設部」に改める。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた課配属職員(部長、室長及び課長を除く。)は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部、室、課に勤務を命ぜられたものとする。

	市長室	広報課		市長室	シティプロモーション課
総務部	契約管財室	情報推進課	総務部	契約管財室	情報課
企画部	企画財政室	行政改革推進課	企画部	企画財政室	行政改革課
	危機管理対策室	危機管理課		危機管理室	危機管理課
		防災対策課			防災課
	地域政策室	中心市街地振興課		地域政策室	まちづくり課
市民生活部	市民生活総室	総務課	市民部	市民総室	総務課
		市民課			市民課
		国民健康保険課			国民健康保険課
	市民協働室	消費生活センター		市民協働室	消費生活センター
市民対話課		市民対話課			
		人権・男女共同参画課			人権男女参画課
福祉部(福祉事務所)	高齢者・障害者支援室	高齢者福祉課	福祉部(福祉事務所)	長寿支援室	高齢者福祉課
		介護保険課			介護保険課
		障害福祉課			障害福祉課
産業部	産業振興推進室	商工振興課	産業部	産業振興室	商工課
		観光課			観光課
	農林振興室	農業振興課		農林振興室	農政課
		森林整備課			林政課

し、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別表第2総務部、人事管理室、研修厚生の中第2項を削り、第3項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 職員の公務災害等の補償に関する事項					
(1) 職員の公務災害等の認定の請求に関すること。		○			
(2) 非常勤職員の公務災害等を認定すること。	○				
(3) 非常勤職員の公務災害等の補償に関すること。		○			
(4) 認定委員及び審査委員の選定に関すること。	○				

別表第2総務部、契約管財室、情報推進の表中「情報推進」を「情報」に改める。

別表第2企画部、企画財政室、行政改革推進の表中「行政改革推進」を「行政改革」に改め、同表に次のように加える。

3 提案制度に関する事項					
(1) 提案募集に関すること。		採否		収集	
(2) 提案審査委員会の庶務に関すること。				○	

別表第2企画部、危機管理対策室の表中「危機管理対策室」を「危機管理室」に改める。

別表第2企画部、危機管理対策室、防災対策の表中「防災対策」を「防災」に改める。

別表第2企画部、地域政策室、中心市街地振興の表中「中心市街地振興」を「まちづくり」に改め、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 まちづくり政策に関する事項					
(1) まちづくり施策に係る企画及び調整に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2市民生活部の表中「市民生活部」を「市民部」に改める。

別表第2市民生活部、市民生活総室の表中「市民生活総室」を「市民総室」に改める。

別表第2市民生活部、市民生活総室、総務の表第6項中「総合行政窓口センター」を「窓口センター」に改める。

別表第2市民生活部、市民生活総室、市民の表第7項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 総合窓口の運用に関すること。		重要	一般的	軽易	
--------------------	--	----	-----	----	--

別表第2市民生活部、市民協働室、人権・男女共同参画の表中「人権・男女共同参画」を「人権男女参画」に改める。

別表第2福祉部、福祉総室、総務の表に次のように加える。

6 社会福祉法人に関する事項					
(1) 社会福祉法人の指導監査等に関すること。			重要	一般的	
(2) 社会福祉法人からの報告徴収等に関すること。			○		

別表第2福祉部、福祉総室、健康衛生の表第2項に次の1号を加える。

(5) 養育医療に関すること。				○	
-----------------	--	--	--	---	--

別表第2福祉部、子ども家庭支援室、生活福祉の表中第6項を削り、第7項を第6項とする。

別表第2福祉部、高齢者・障害者支援室の表中「高齢者・障害者支援室」を「長寿支援室」に改める。

別表第2産業部、産業総室、労政の表第1項第7号中「勤労者住宅資金の融資」を「勤労者融資制度」に改める。

別表第2産業部、産業振興推進室の表中「産業振興推進室」を「産業振興室」に改める。

別表第2産業部、産業振興推進室、商工振興の表中「商工振興」を「商工」に改め、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3	地域産業に関する事項				
(1)	地域産業の甲府ブランド化に関すること。		○		
(2)	地域産業の情報発信に関すること。			○	

別表第2産業部、産業振興推進室、産業プロジェクト推進の表を削る。

別表第2産業部、農林振興室、農業振興の表中「」を「」に改め、第1項に次の2号を加える。

(6)	有害鳥獣対策に関すること。		同上		同上
(7)	耕作放棄地対策に関すること。		同上		同上

別表第2産業部、農林振興室、農業振興の表第3項に次の1号を加える。

(4)	市民農園に関すること。				○
-----	-------------	--	--	--	---

別表第2産業部、農林振興室、森林整備の表中「森林整備」を「林政」に改める。

別表第2都市建設部の表中「都市建設部」を「建設部」に改める。

別表第2都市建設部、都市建設総室の表中「都市建設総室」を「建設総室」に改める。

別表第2都市建設部、計画指導室の表中「計画指導室」を「まち開発室」に改める。

別表第2都市建設部、計画指導室、都市計画の表第2項に次の1号を加える。

(4)	都市計画法（昭和43年法律第100号）		重要		軽易
-----	---------------------	--	----	--	----

第53条に基づく許可等に関すること。

別表第2都市建設部、計画指導室、都市計画の表第11項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6)	被災宅地危険度判定に関すること。		同上		同上
-----	------------------	--	----	--	----

別表第2都市建設部、計画指導室、都市整備の表に次のように加える。

9	租税特別措置法に係る税務署との事前協議等に関する事項				
(1)	譲渡所得等の課税の特例の適用に関する事前協議に関すること。				○
(2)	証明書等の提出に関すること。				○

別表第2都市建設部、計画指導室、建築指導の表第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「及び被災宅地危険度判定」を削り、同号を同項第12号とし、同項第14号を同項第13号とし、同項に次の3号を加える。

(14)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。		同上		同上
(15)	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること。		同上		同上
(16)	住宅リフォームに関すること。		同上		同上

別表第2都市建設部、計画指導室、甲府駅周辺土地区画整理の表中

「」を「」に改める。

別表第2都市建設部、都市基盤整備室の表中「都市基盤整備室」を「まち保全室」に改める。

別表第2庁舎建設部の表を削る。

(甲府市財産価格審議会規程の一部改正)

第2条 甲府市財産価格審議会規程(昭和33年9月規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「都市建設部長」を「建設部長」に、「都市建設部都市建設総室長」を「建設部建設総室長」に、「都市建設部計画指導室都市整備課長」を「建設部まち開発室都市整備課長」に、「都市建設部都市基盤整備室建築営繕課長」を「建設部まち保全室建築営繕課長」に改める。

(甲府市文書取扱規程の一部改正)

第3条 甲府市文書取扱規程(昭和38年5月規程第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「市民生活部」を「市民部」に改める。

(甲府市交通安全対策本部規程の一部改正)

第4条 甲府市交通安全対策本部規程(昭和42年7月規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市民生活部」を「市民部」に改める。

(甲府市帳票規程の一部改正)

第5条 甲府市帳票規程(昭和42年8月規程第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「企画部企画財政室行政改革推進課」を「企画部企画財政室行政改革課」に改める。

(甲府市提案制度に関する規程の一部改正)

第6条 甲府市提案制度に関する規程(昭和44年12月規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 企画部企画財政室行政改革課行政改革係の係長

第4条第2項を削り、同条第3項中「総務部長」を「企画部長」に、「市民生活部市民生活総室長」を「企画部企画財政室長、市民部市民総室長」に、「都市

建設部都市建設総室長」を「建設部建設総室長」に、「(以下「研修厚生課長」を「及び企画部企画財政室行政改革課長(以下「行政改革課長」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項中「総務部長」を「企画部長」に改める。

第7条及び第8条第1項中「研修厚生課長」を「行政改革課長」に改める。

第9条第2項及び第3項、第10条第1項及び第2項、第11条第2項並びに第12条第1項から第3項までの規定中「総務部長」を「企画部長」に改める。

第3号様式中「総務部長」を「企画部長」に改める。

(甲府市事務手順書管理規程の一部改正)

第7条 甲府市事務手順書管理規程(昭和45年2月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「市民生活部編」を「市民部編」に改める。

第6条第2項中「企画部企画財政室行政改革推進課長」を「企画部企画財政室行政改革課長」に改める。

(甲府市庁舎防火管理規程の一部改正)

第8条 甲府市庁舎防火管理規程(昭和49年2月規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「都市建設部長」を「建設部長」に、「農業振興課長」を「農政課長」に、「防災対策課防災施設係長」を「防災課施設係長」に改める。

別表第2中「都市建設総室総務課長」を「建設総室総務課長」に、「防災対策課防災施設係長」を「防災課施設係長」に改める。

別表第3中「総務部契約管財室管財課庁舎管理係」を「総務部契約管財室管財課庁舎係」に改める。

(甲府市建築計画概要書等閲覧規程の一部改正)

第9条 甲府市建築計画概要書等閲覧規程(昭和50年10月規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「都市建設部事務室」を「建設部事務室」に改める。

(甲府市行政管理委員会規程の一部改正)

第10条 甲府市行政管理委員会規程(昭和60年6月規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「市民生活部長」を「市民部長」に、「都市建設部長」を「建設部長」に改める。

別表第2中「企画部企画財政室行政改革推進課」を「企画部企画財政室行政改革課」に改める。

(甲府市公報発行規程の一部改正)

第11条 甲府市公報発行規程(平成2年6月規程第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「窓口サービスセンター」を「窓口センター」に改める。

(甲府市防災行政用無線局管理運用規程の一部改正)

第12条 甲府市防災行政用無線局管理運用規程(平成3年7月規程第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「危機管理対策監」を「危機管理監」に改める。

第4条の2第2項中「企画部危機管理対策室長」を「企画部危機管理室長」に改める。

第5条第3項中「企画部危機管理対策室防災対策課長」を「企画部危機管理室防災課長」に、「市民生活部中道支所長」を「市民部中道支所長」に、「市民生活部上九一色出張所長」を「市民部上九一色出張所長」に改める。

(甲府市地価公示に係る図書等の閲覧に関する規程の一部改正)

第13条 甲府市地価公示に係る図書等の閲覧に関する規程(平成8年6月規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「都市建設部計画指導室都市計画課」を「建設部まち開発室都市計画課」に改める。

(甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第14条 甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成15年8月規程第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市民生活部長」を「市民部長」に改める。

第4条中「情報推進課長」を「情報課長」に改める。

第6条第5項中「総務部契約管財室情報推進課」を「総務部契約管財室情報課」に改める。

第7条第2項、第10条第1項及び第12条第2項中「情報推進課長」を「情

報課長」に改める。

(甲府市物品供給入札者指名選考委員会規程の一部改正)

第15条 甲府市物品供給入札者指名選考委員会規程(平成17年9月規程第8号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部契約管財室契約課物品契約係長」を「総務部契約管財室契約課物品係長」に改める。

(甲府市情報システム管理規程の一部改正)

第16条 甲府市情報システム管理規程(平成23年10月規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「情報推進課長」を「情報課長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市規程第2号

甲府市会計管理者事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

甲府市長 宮島雅展

甲府市会計管理者事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

甲府市会計管理者事務専決及び代決規程（昭和50年7月規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

会計管理者の決定事案について、会計管理者が不在のときは会計室長が、会計管理者及び会計室長が共に不在のときは出納係長がその事案を代決する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示第88号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者自立支援法第51条の30第2項第1号、及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成25年3月1日

甲府市長 宮島雅展

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人あそびじゅく 甲府市貢川一丁目2番23号	相談支援事業所組木 甲府市下飯田一丁目11番6号	平成25年2月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930101264

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人あそびじゅく 甲府市貢川一丁目2番23号	相談支援事業所組木 甲府市下飯田一丁目11番6号	平成25年2月1日	指定障害児相談支援	特定なし	1970101257

甲府市告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月1日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町芝原567番、568番1、568番12、570番1以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市横根町104番地
加賀美 一吉

甲府市告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市青葉町604番4、604番10から604番15まで以上7筆
- 2 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下飯田二丁目11番21号
日信建物株式会社
代表取締役 川口洋也

(別添図省略)

甲府市告示第91号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年3月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 331号	
工事名	中央保育所建設(電気設備)工事	
工事場所	甲府市中央三丁目3番	
工事概要	1 工事内容	中央保育所建設工事 (鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積1,582.31㎡)に伴う 電気設備工事 一式
	2 工期	平成25年11月15日まで
	3 予定価格(税込み)	44,909,550円
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内
	2 競争入札参加資格	電気 A又はB
	3 同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が2,200万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1 入札説明書等配付開始日	平成25年3月6日
	2 入札説明書等配付締切日	平成25年3月14日
	3 申請書受付開始日	平成25年3月6日
	4 申請書受付締切日	平成25年3月14日
	5 入札参加資格確認結果通知日	平成25年3月21日
	6 設計図書配付開始日	平成25年3月6日
	7 設計図書配付締切日	平成25年3月22日
	8 設計図書に関する質問開始日	平成25年3月6日
	9 設計図書に関する質問締切日	平成25年3月22日
	10 入札及び開札日時	平成25年3月27日 午前9時5分
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書

		工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	平成25年3月25日 午後5時まで
	2 回答	平成25年3月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる ただし、平成24年度は0円とする。
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第92号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年3月6日

甲府市長 宮島雅展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第3424号 |
| | 充当通知書 | 税発第3425号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第93号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。
なお、次のとおり閲覧に供する。

平成25年3月7日

甲府市長 宮島雅展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市増坪町791-1
甲府市産業部農林振興室農業振興課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第94号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年3月8日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|--------|---|
| 1 書類名 | 充当通知書 |
| 2 発送日 | 平成25年2月28日 |
| 3 返戻日 | 平成25年3月5日 |
| 4 通知者 | 甲府市蓬沢1丁目13番24号
レオパレスファミリーユ209
山口 和美 |
| 5 保管場所 | 甲府市相生二丁目17番1号
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課 |

甲府市告示第95号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年3月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
- 2 発送日 平成25年2月1日
- 3 項目 平成24年度国民健康保険料7期～9期分
- 4 納期限 平成25年2月28日
(納期限を平成25年4月1日に再指定)
平成25年4月1日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
総合行政窓口センター
- 6 納付義務者 別紙のとおり（3件）

(別紙省略)

甲府市告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市七沢町字道下255番1から255番11まで
以上11筆
- 2 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	道路、ゴミ置場、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上小河原町1050番地
有限会社 スミ新建材
代表取締役 伊 藤 正 敏

(別添図省略)

甲府市告示第97号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により告示する。その関係図書は都市建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の位置 甲府市朝気1丁目8番1
- 2 道路の幅員 5.01m
- 3 道路の延長 31.46m

甲府市告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 都市計画の種類 甲府都市計画道路の変更
(3・4・106号 甲府外郭環状道路北区間)
(3・4・107号 甲府外郭環状道路東区間)
- 2 縦覧場所 甲府市都市建設部計画指導室都市計画課

甲府市告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字深田571番1、571番10から571番18まで、640番2、640番7
以上12筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市古上条町11番地1
有限会社明和ホーム
代表取締役 依田由紀夫

(別添図省略)

甲府市告示第100号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年3月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 平成24年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市税務部税務総室市民税課

(別紙省略)

甲府市告示第101号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成25年3月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第102号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成25年度固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 縦覧期間 平成25年4月1日から平成25年4月30日まで
(ただし、土・日曜日、祝日は除く。)
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 甲府市役所仮本庁舎5号館 税務部税務総室資産税課

甲府市告示第103号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年3月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市介護保険料更正通知書
- 2 発送日 平成24年8月15日・平成25年2月13日
- 3 項目 平成24年度介護保険料1期～7期分

- 4 納期限 平成24年7月31日 平成24年8月31日
平成24年10月1日 平成24年10月31日
平成24年11月30日 平成25年1月4日
平成25年1月31日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
甲府市総合行政窓口センター
- 6 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 7 保管場所 甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
(別紙省略)

甲府市告示第104号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年3月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 差押調書（謄本） 税発第2954号
2 発送日 平成25年1月23日
3 送達を受けるべき者 桐生 力
4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字藤塚394番1、394番3
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上石田二丁目41番3号
上南ハイツ102
中村 茂

甲府市告示第106号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年3月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 差押調書謄本
2 添付書類 別紙（公示送達対象者一覧）
3 発送日 別紙のとおり
4 差押日 別紙（発送日と同じ）
5 差押効力 第三債務者通知到達時
6 通知者 別紙のとおり（3件）
7 保管場所 甲府市相生二丁目17番1号
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課

(別紙省略)

甲府市告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市西高橋町字欠間555番2、555番4
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上町1248番地4-309
塩島 聖吾

甲府市告示第108号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成25年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成25年3月18日

甲府市長 宮島 雅展

- 1 平成24年度甲府市一般会計補正予算（第6号）
- 2 平成24年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 平成24年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成24年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成24年度甲府市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 平成24年度甲府市水道事業会計補正予算（第1号）

平成25年3月15日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月19日

甲府市長 宮島 雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下曾根町字横田424番1、424番4
以上2筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
---------	----

位置及び区域 別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県さいたま市桜区西堀五丁目2番36号
株式会社 関東甲信クボタ
代表取締役 吉松 勇人

(別添図省略)

甲府市告示第110号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成25年3月19日

甲府市長 宮島 雅展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
 - 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり
- (別紙省略)

甲府市告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月21日

甲府市長 宮島 雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市横根町字反田450番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山梨市下神内川558番地
深澤 啓児

甲府市告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字三ツ又1017番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市伊勢三丁目13番3号
304
鈴木 宗徳
鈴木 恵

甲府市告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向町字堤簾1番1、1番3
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市酒折二丁目4番5号
学校法人山梨学院
理事長 古屋忠彦

甲府市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体として認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 グリーンヒル愛宕自治会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区 域
甲府市東光寺町1955番地42から1955番地284まで、2003番地6から2033番地33まで、2009番地2から2009番地11まで、2036番地1から2036番地27まで、2037番地2から2037番地24まで、2040番地1から2040番地14まで、2046番地4、2048番地3から2048番地14まで、2052番地1から2052番地8まで、2054番地1から2054番地8まで、2056番地2から2056番地9まで、2057番地1から2057番地31まで、2068番地3から2068番地5まで、2071番地、2072番地1、2073番地4から2073番地8まで、2074番地4から2074番地5まで、2113番地5から2113番地40まで、甲府市愛宕町333番地5から333番地57まで、348番地2から348番地37まで、335番地2から335番地30までの区域
- 4 主たる事務所
この会は、事務所を会長宅に置く
- 5 代表者の氏名及び住所
代表者 初鹿武仁
住 所 甲府市愛宕町333番地50
- 6 認可年月日
平成25年3月18日

甲府市告示第115号

甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項で準用する同条第9項の規定により公告する。

また、この事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを同条第13項で準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第4条の4の規定により公告する。

平成25年3月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 土地区画整理事業の名称 甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 甲府市
- 3 施行地区 甲府市北口一丁目、北口二丁目、北口三丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目及びび宝一丁目の各一部
- 4 事業施行期間 平成3年12月12日から
平成36年3月31日まで
- 5 事務所の所在地 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所内
- 6 事業計画の決定の日 平成3年12月12日
- 7 事業計画の変更の日 平成25年3月15日
- 8 縦覧場所 甲府市都市建設部計画指導室
甲府駅周辺土地区画整理課

甲府市告示第116号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年3月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第3508号
充当通知書 税発第3506号
- 2 発送日 配当計算書（謄本） 平成25年3月7日
充当通知書 平成25年3月8日
- 3 送達を受けるべき者 桐生 力
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課

において、この告示の日から平成25年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1595
- 3 路線名 甲府駅北口回遊路線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市北口三丁目206番2地先から 甲府市丸の内一丁目558番11地先まで	2.50～ 2.50	156.9	

甲府市告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成25年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	甲府駅北口 回遊路線	甲府市北口三丁目206番2 地先 甲府市丸の内一丁目558番 11地先	156.9	平成25年 3月24日

甲府市告示第119号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年3月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 差押調書（謄本） 税発第3490号
- 2 送達を受けるべき者 荒井 公政
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第120号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年3月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 平成24年度市県民税過年第4期督促状
平成24年度市県民税第4期督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

（別紙省略）

甲府市告示第121号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成25年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
朝日悠遊館	甲府市塩部一丁目4番1号 朝日悠遊館運営協議会	平成25年4月1日 から平成28年3月

富士川悠遊館	甲府市中央三丁目3番1号 富士川悠遊館運営協議会	31日まで 平成25年4月1日 から平成28年3月 31日まで
--------	-----------------------------	--

甲府市告示第122号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第3620号
充当通知書 税発第3621号
- 2 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字鎌作708番1から708番14まで
以上14筆
- 2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市伊勢一丁目4番16号
株式会社 立地企画
代表取締役 望 月 薫

(別添図省略)

甲府市告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成25年3月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|---|
| 1 介護保険事業所番号 | 1990100412 |
| 2 事業所の名称 | 笑がお甲府南 |
| 3 事業所の所在地 | 甲府市上曽根町2395番地 |
| 4 当該事業所の申請者 | 甲府市上曽根町2395番地
株式会社 笑がお
代表取締役 佐野 守 |
| 5 サービスの種類 | 複合型サービス |
| 6 指定年月日 | 平成25年3月27日 |

甲府市告示第125号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年3月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名 | 差押調書（謄本） 税発第3515号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 清水 優 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字三ツ又1017番3、1018番2
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市富竹新田1413番地5
小澤 君子

甲府市告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字三ツ又1018番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町中川1451番地
小林 修

甲府市告示第128号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成25年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

平成25年3月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成25年度 甲府市一般会計予算
- 2 平成25年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成25年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 平成25年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 平成25年度 甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計予算
- 6 平成25年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 7 平成25年度 甲府市古閑・梯町簡易水道事業特別会計予算
- 8 平成25年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 9 平成25年度 甲府市簡易水道等事業特別会計予算
- 10 平成25年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 11 平成25年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 12 平成25年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 13 平成25年度 甲府市病院事業会計予算
- 14 平成25年度 甲府市下水道事業会計予算
- 15 平成25年度 甲府市水道事業会計予算

平成25年3月28日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第129号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、平成25年3月31日をもって甲府市と富士河口湖町との間における教育に関する一部事務の委託を廃止するので告示する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第130号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 平成24年度介護保険料第2～7期分督促状
平成24年度介護保険料過年第6期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第131号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 景観計画の名称
甲府市景観計画
- 2 景観計画区域に定める区域
甲府市全域
- 3 効力の発生する日
平成25年6月1日
- 4 縦覧場所
甲府市都市建設部計画指導室都市計画課

甲府市告示第132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成25年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成25年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮島雅展

(別紙省略)

甲府市告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市住吉本町字要明1393番3、1393番5
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉本町1389番地
小宮 妙迦

甲府市告示第135号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年3月29日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|---------|--|
| 1 書類名 | 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書
後期高齢者医療保険料納付書 |
| 2 発送日 | 平成25年1月18日 |
| 3 項目 | 平成24年度後期高齢者医療保険料7月分 |
| 4 納期限 | 平成24年7月31日
(納期限を平成25年4月12日に再指定) |
| 5 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課 |
| 6 納付義務者 | 別紙のとおり |

(別紙省略)

甲府市告示第136号

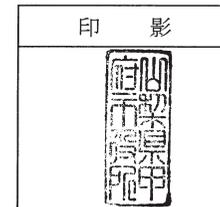
次の公印を廃止したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

平成25年3月31日

甲府市長 宮島雅展

- 1 廃止した公印

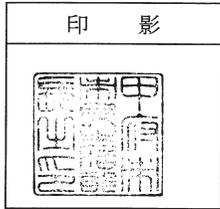
(1) 種別	一般公印
(2) 名称	市役所印
(3) ひな形	6の2
(4) 書体	てん書
(5) 寸法	縦30mm 横12mm
(6) 印材	木
(7) 用途	部長等名をもってする文書の契印
(8) 個数	1個



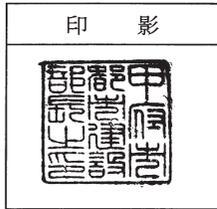
- 2 廃止した公印

(1) 種別	一般公印
(2) 名称	部長等印

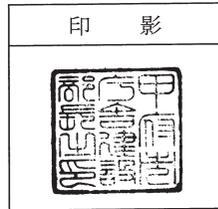
- (3) ひな形 13
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもってする文書
- (8) 個数 3個



(市民生活部)



(都市建設部)



(庁舎建設部)

3 公印の廃止日 平成25年3月31日

教育委員会

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

甲府市教育委員会
委員長職務代理者 篠原 義明

甲府市教育委員会規則第1号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯教育振興室の項を次のように改める。

生涯学習室	文化課	芸術係、文化財係
	スポーツ課	スポーツ係、高校総体係
	生涯学習課	生涯学習係、会館運営係
国民文化祭室	国民文化祭課	国民文化祭係、エンジン01係

第11条第1項「生涯教育振興室」を「生涯学習室」に改める。

別表生涯教育振興室の項中「生涯教育振興室」を「生涯学習室」に改める。

別表生涯教育振興室、文化振興課の項中「文化振興課」を「文化課」に改める。

別表生涯教育振興室、国民文化祭課の項を削る。

別表生涯教育振興室、スポーツ振興課の項中「スポーツ振興課」を「スポーツ課」に改め、同項に次の1号を加える。

(9)全国高等学校総合体育大会に関すること。

別表生涯教育振興室の項の次に次のように加える。

国民文化祭室	国民文化祭課	(1)国民文化祭に関すること。 (2)エンジン01に関すること。
--------	--------	-------------------------------------

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市教育委員会
委員長職務代理者 篠原 義明

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成16年3月教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市民生活部」を「市民部」に、「上九一色出張所住民課」を「上九一色出張所」に改め、「上九一色中学校への生徒の送迎を上九一色出張所振興課及び住民課に」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年4月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市教育委員会
委員長職務代理者 篠原 義明

甲府市教育委員会規則第3号

平成25年4月1日における号給の調整に関する規則

第1条 甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年11月条例第24号。以下「改正条例」という。）附則第5項の教育委員会が定める年齢は38歳とする。

2 改正条例附則第5項の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして教育委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において37歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員の全てに該当する職員
- (2) 調整日において37歳の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

第2条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

甲府市教育委員会
委員長職務代理者 篠原 義明

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則
甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（昭和47年6月教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5ア高等学校教育職給料表昇格時号給対応表中

59	を	58	に、
59		58	
60		59	
60		59	
61		59	
61		59	
61		60	
61		60	
62		60	
62		60	
62		61	
62		61	
63		61	
63		61	
63		62	
63		62	
64		63	

34	を	33	に改める。
35		34	
36		34	
37		35	

別表第5イ商科専門学校教育職給料表昇格時号給対応表中

81	を	80	に、
82		80	
83		81	
84		81	
85		81	
86		82	
87		82	
88		82	
89		83	
89		83	
90		84	
90		84	
91		85	
91		85	
92		86	
92		86	
93		87	

53	を	52	に、
53		53	
53		53	
53		53	
54		53	
54		54	
54		54	
54		54	
54		54	
54		54	
55		54	
55		55	
55		55	
55		55	
55		55	
56		55	
56		56	
56		56	
56		56	
57		56	

「	26	」	「	25	」
	26			26	
	27			26	
	27	を		26	に改める。
	28			27	
	28			27	
	29			27	
	29			28	
	30			28	
	30			28	
	31	」		29	」

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成25年3月29日

甲府市教育委員会
委員長職務代理者 篠原 義明

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2文化振興の表中「文化振興」を「文化」に改める。

別表第2国民文化の表を削る。

別表第2スポーツ振興の表中「スポーツ振興」を「スポーツ」に改め、同表に次のように加える。

4 全国高等学校総合体育大会に関する事項				
(1) 全国高等学校総合体育大会甲府市実行委員会に関すること。	重要	一般的	軽易	
(2) 関係機関、関係団体等との連絡調整に関すること。			○	

別表第2図書館の表の次に次のように加える

項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 国民文化祭に関する事項				
(1) 国民文化祭実行委員会に関すること。	重要	一般的	軽易	
(2) 国民文化祭庁内実施本部に関すること。	重要	一般的	軽易	
(3) 関係機関、関係団体等との連絡調整に関すること。			○	
2 エンジン01に関する事項				
(1) エンジン01に関すること。	重要	一般的	軽易	

附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第4号

平成25年3月1日現在の選挙人名簿について、地方自治法第76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙人名簿に登録されている者の総数の1/3の数及び地方自治法第74条、第75条に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項、第4条の2第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成25年3月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | 1/3の数 | 52,328人 |
| 2 | 1/50の数 | 3,140人 |
| 3 | 1/6の数 | 26,164人 |

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

甲府市公平委員会
委員長 望月政男

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「庁舎管理係長」を「庁舎係長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、平成25年3月26日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成25年3月22日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成25年4月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成25年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 4 平成25年度甲府市農業委員会年間事業計画について
- 5 平成25年度農業臨時雇い賃金等標準額について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第2号

甲府市上下水道局電気保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成25年3月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 篠原淳一

甲府市上下水道局電気保安規程の一部を改正する規程
甲府市上下水道局電気保安規程（昭和42年7月管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

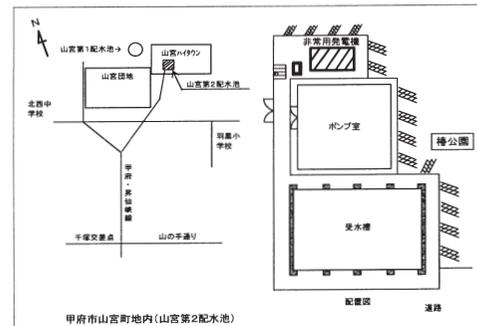
第2条第1項に次の2号を加える。

- (9) 局山宮第2配水池（非常用発電設備）
- (10) 局北部第2配水池（非常用発電設備）

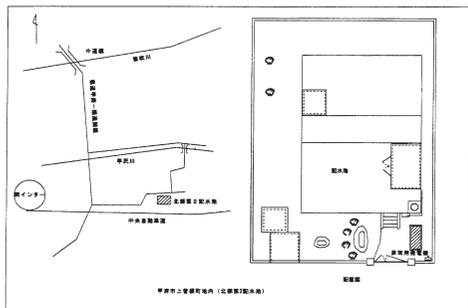
第5条第1項中「施設維持課、浄水管理課」を「水道課、浄水課」に改め、同条第2項中「施設維持課長、浄水管理課長及び浄化センター課長」を「前項に定める課等の課長」に改める。

別図中「甲府市上下水道局平瀬浄水場」を「局平瀬浄水場」に改め、「甲府市上下水道局昭和浄水場及び北方水源」を「局昭和浄水場及び北方水源」に改め、「甲府市上下水道局本局庁舎」を「局本局庁舎」に改め、「甲府市上下水道局北部第1配水池」を「局北部第1配水池」に改め、「甲府市上下水道局甲府市浄化センター」を「局甲府市浄化センター」に改め、「甲府市上下水道局住吉中継ポンプ場」を「局住吉中継ポンプ場」に改め、「甲府市水道局池添ポンプ場」を「局池添ポンプ場」に改め、同図の次に次の2図を加える。

甲府市山宮町3371番380
局山宮第2配水池



甲府市上曾根町2595番1
局北部第2配水池



附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び第2項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第3号

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程（昭和42年1月管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程等の一部を改正する規程
(甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程(平成17年3月管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のとおり改める。

部	室等	課等	係
業務部	業務総室	総務課	総務係、管財契約係
		経営企画課	企画係、情報係、経理係
		会計課	出納係、審査係
		工事検査課	
	営業管理室	営業課	お客様係、料金係、収納係
		給排水課	給水装置係、排水設備係、普及係
工務部	工務総室	計画課	管理計画係、図面係
	施設整備室	水道課	水道第一係、水道第二係、水道第三係、配水施設係、漏水対策係
		下水道課	下水道第一係、下水道第二係、管路維持係
		浄化センター	施設係
	みず管理室	みず保全課	水源保全係、水質係、簡易水道係
		浄水課	浄水係、施設係

別表業務部、業務総室、経営企画課の項中第14号から第18号までを削る。
別表業務部、業務総室、会計課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 資金計画及び資金運用に関すること。

別表業務部、営業管理室、営業課の項に次の2号を加える。

18 公共下水道使用料徴収事務の委託に関すること。

19 飲用井戸の衛生指導に関すること。

別表工務部、工務総室、管理計画課の項中「管理計画課」を「計画課」に改め、

同項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

9 上水道施設の図面整備、保管及び地図情報管理システムの運用に関すること。

10 水道台帳及び下水道台帳に関すること。

別表工務部、技術管理室の項を削り、別表工務部、工務総室、計画課の項の次に次のように加える。

施設整備室	水道課	1 水道工事の調査、設計及び施工に関すること。 2 受託工事に関すること。 3 水道工事に伴う補償に関すること。 4 送水、配水施設の調査、設計、施工及び維持管理に関すること。 5 非常用貯水槽の維持管理に関すること。 6 無線装置(業務用)の維持管理に関すること。 7 宅地内の漏水調査(局の修理負担箇所)及び道路等の漏水調査・漏水修理に関すること。 8 経営会議有効率向上部会(水道分解)に関すること。
	下水道課	1 下水道工事及び雨水渠工事の調査、設計及び施工に関すること。 2 下水道工事及び雨水渠工事に伴う補償に関すること。 3 下水道施設(浄化センターに係るものを除く。)の維持管理に関すること。 4 共同排水設備設置に伴う補助金交付に関すること。 5 経営会議有効率向上部会(下水道分解)に関すること。
	浄化センター	1 甲府市浄化センター、住吉ポンプ場及び池添ポンプ場の維持管理に関すること。 2 下水道処理施設等の調査、設計及び施工に関すること。 3 下水道資源の有効利用に関すること。 4 特定事業場排水の管理、指導及び規制に関すること。

別表工務部、みず管理室、浄水管理課の項中「浄水管理課」を「浄水課」に改める。

別表工務部、みず管理室、浄化センターの項を削る。

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局事案決定規程(昭和48年8月管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項備考第2項中「企画経営課長」を「経営企画課長」に改める。
 別表第1第4項第6号備考欄中「計画経営課長」を「経営企画課長」に改め、
 同項第10号備考欄中「配水課長」を「水道課長」に改める。

別表第2業務部、業務総室、経営企画課の表第2項中「情報管理」を「情報」
 に改め、同表第3項第8号を削る。

別表第2業務部、業務総室、会計課の表第1項に次の1号を加える。

(7) 資金計画及び資金運用に関すること。			○	
-----------------------	--	--	---	--

別表第2業務部、営業管理室、営業課の表第1項及び第2項を削り、同表第3項の前に次の2項を加える。

1 お客様に関する事項				
(1) お客様事務に係る諸届、申告、申込等の受理及び処理に関すること。			○	
(2) 水道の使用開始及び中止に関すること。			○	
(3) 閉栓業務の委託に関すること。			○	
(4) 宅地内の漏水調査（使用者の修理負担箇所）に関すること。			○	
2 料金に関する事項				
(1) 検針予定日の設定に関すること。	○			
(2) 使用水量の計量及び汚水量の認定に関すること。			○	
(3) 検針業務に係る使用者の調査、指導、取締り及び検針障害の解消に関すること。			○	
(4) 検針業務の委託に関すること。	○			
(5) 水道料金及び下水道使用料（湧水含む。）の賦課及び更正に関すること。			○	
(6) 納入通知書の発行に関すること。			○	
(7) 口座振替に関すること。			○	

ること。				
(8) 飲用井戸の衛生指導に関すること。			○	

別表第2業務部、営業管理室、給排水課の表第1項第2号中「施設維持課長」を「水道課長及び下水道課長」に改め、同表第2項に次の1号を加える。

(8) 排水設備台帳の整備に関すること。			○	
----------------------	--	--	---	--

別表第2工務部、工務総室、管理計画課の表中「管理計画課」を「計画課」に改め、同表第1項に次の1号を加える。

(12) 下水道台帳に関すること。			○	
-------------------	--	--	---	--

別表第2工務部、工務総室、管理計画課の表第2項中「管理計画課」を「計画課」に改め、同項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 図面に関する事項				
(1) 上下水道施設の図面整備及び保管に関すること。			○	
(2) 地図情報管理システムの運用に関すること。			○	
(3) 水道台帳に関すること。			○	

別表第2工務部、技術管理室の表を次のように改める。

施設整備室

水道課				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 水道工事に関する事項				
(1) 水道施設の建設改良工事の設計及び施工に関すること。			○	
(2) その他水道施設が関係する工事の指導、監督に関すること。			○	
(3) 受託工事及び消火栓工事の設計及び施工に関すること。			○	
(4) 非常用貯水槽等の設計審査に関すること。			○	
2 配水施設に関する事項				
(1) 河川占用及び土地			○	

使用等継続申請に関する こと。				
(2) 取、送、配水量及 び有効無収水量に関する こと。	○			
(3) 配水調整に関する こと。			○	
(4) 非常用貯水槽及び 付属設備の維持管理に関 すること。			○	
(5) 水道施設に係る電 気工作物の工事、維持及 び運用に関すること。			○	
(6) 無線装置（基地局 ）及びテレメータの維持 管理に関すること。			○	
(7) ポンプ施設、水位 計、流量計及び電動弁の 維持管理に関すること。			○	
(8) 配水施設及びその 附属機器（減圧弁、緊急 遮断弁）等の維持管理に 関すること。			○	
(9) 取水に伴う補償及 びその施設の維持管理に 関すること。			○	
(10) 濁水、水圧及び 赤水などの調査に関する こと。			○	
3 漏水対策に関する事項				
(1) 漏水調査区域の決 定、調査及び修理に関す ること。		○		
(2) 漏水調査モデル地 区の選定に関すること。		○		
(3) 漏水防止計画に関 すること。	○			
(4) 宅地内の漏水調査 （局の修理負担箇所）に 関すること。	重要	一般	軽易	
(5) 道路の漏水調査に			○	

関すること。				
(6) 営業時間外の現地 確認業務の委託に関する こと。	○			
(7) 導、送、配水管及 び附属設備の漏水修理に 関すること。	重要	一般	軽易	
(8) 公道内給水管の漏 水修理に関すること。			○	
(9) 道路工事等の立会 いに関すること。			○	
(10) 消火栓の維持管 理に関すること。			○	
(11) 有料修理金（他 企業等の切り廻しを含む 。）の調定及び清算に関 すること。			○	
4 その他				
(1) その他水道課に関 すること。	重要	一般	軽易	

項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 下水道工事に関するこ と。				
(1) 下水道幹線の管渠 ・雨水渠工事の調査、設 計、施工管理及び監督に 関すること。	○			
(2) 下水道支線の管渠 ・雨水渠工事の調査、設 計、施工管理及び監督に 関すること。			○	
(3) 工事に伴う補償に 関すること。	重要	一般	軽易	
2 管路維持に関する事項				
(1) 下水道施設（浄化 センターに係るものを除 く。）の清掃及び管理に 関すること。			○	

(2) 共同補助管の設置 に関すること。			○	
3 その他				
(1) その他下水道課に に関すること。	重要	一般	輕易	

項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 ポンプ場及び浄化センターの維持並びに運営管理に関する事項				
(1) 管理及び保全に関すること。			○	
(2) 運転及び維持管理に関すること。			○	
(3) 水質及び汚泥等の管理に関すること。			○	
2 処理施設等の整備更新計画及び建設に関する事項				
(1) 整備更新計画に関すること。	○			
(2) 設計及び施工に関すること。			○	
3 下水道資源の有効利用に関する事項				
(1) 下水及び汚泥等の有効利用に係る調査・研究に関すること。			○	
(2) 下水及び汚泥等の有効利用に係る計画並びに実施に関すること。	重要	一般	輕易	
4 特定事業場排水の管理、指導及び規制に関する事項				
(1) 事業場の把握及び水質規制等に関すること。		重要	輕易	
(2) 除害施設等の設置及び水質管理責任者制度に関すること。			○	

(3) 事業場の悪質下水に係る監視、指導及び処分に に関すること。			○	
3 その他				
(1) その他浄化センター に関すること。	重要	一般	輕易	

別表第2工務部、みず管理室、みず保全課の表第2項中「水質管理」を「水質」に改める。

別表第2工務部、みず管理室、浄水管理課の表中「浄水管理課」を「浄水課」に改める。

別表第2工務部、みず管理室、浄化センターの表を削る。

(甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程(昭和28年11月管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第73号様式(その1)を次のように改める。

第73号様式 (その1) (1枚目)

第73号様式 (その1)

≪甲府市上下水道局口座振替依頼書 兼 変更・解約届≫

[甲府市上下水道局自動払込利用申込書 兼 廃止届]

[金融機関控]

金融機関御中

申込日 平成 年 月 日

ご住所 (水道使用場所) 〒 [] 検針日 []
契約者名 フリガナ
氏名 (会社名) (印)
電話番号 [自宅・会社・携帯・その他()]

≪注意事項≫
お客様番号(通知書番号)は使用水量のお知らせや納入通知書などを見ながらお間違えのないように記入してください。
口座欄の印は必ず通帳印を押印してください。
口座名義人は省略せずに、通帳記載のとおりに入力してください。
振替日は甲府市上下水道局が指定する日です。(金融機関休業日は変更あり)

◎水道料金等を私名義の下記預貯金口座から口座振替の方法にて納めたい[解約(口座振替を停止したい)ので裏面の約定を確約のうえ依頼いたします。]

銀行等 金融機関名 銀行・金庫 組合・農協
預金口座 金融機関コード 店コード 種別 口座番号(右ついで記入)
フリガナ
口座名義人 (印)

ゆうちょ銀行 通帳記号番号 166(新規) 176(廃止)
フリガナ
口座名義人
口座名義人(住所所在地) [住所、アパート・マンション名] 〒 [電話番号: 自宅・会社・携帯・その他()]

受付通知書送付先: 00420-8-960046 払込先加入者名: 甲府市上下水道局 払込先口座番号: 別記のとおり

※「銀行等」または「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。

※ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

申込種別 料金等種類 お客番号(通知書番号) 振替開始希望月(期)
新規・変更・解約 水道料金 下水道使用料 * * * * * - 平成 年 月 分
新規・変更・解約 下水道使用料 (湧水) * * * * * - 平成 年 月 分
新規・変更・解約 水洗便所改造資金 貸付金償還金 * * * * * * * * * * - 平成 年 月 分
新規・変更・解約 下水道事業 受益者負担金 - - - - - 平成 年度 期

※ゆうちょ銀行は、新規又は廃止のどちらかに○をしてください。(変更の受付はしていません。)

メモ(通信欄) この依頼書に不備がありましたら不備理由に○印をつけて、直ちに上下水道局に返却してください。(到着後5日以内に返却してください)
金融機関受付印 (取扱店日附印)
金融機関

回付ルート: 甲府市上下水道局⇒金融機関(支店、事務センター)

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311(代表) 甲府市上下水道局
甲府市上下水道局ホームページアドレス http://www.water.kofu.yamanashi.jp/

(2枚目)

≪甲府市上下水道局口座振替依頼書 兼 変更・解約届≫

[甲府市上下水道局自動払込受付通知書 兼 廃止届]

[甲府市上下水道局控]

甲府市上下水道局

申込日 平成 年 月 日

ご住所 (水道使用場所) 〒 [] 検針日 []
契約者名 フリガナ
氏名 (会社名) (印)
電話番号 [自宅・会社・携帯・その他()]

≪注意事項≫
お客様番号(通知書番号)は使用水量のお知らせや納入通知書などを見ながらお間違えのないように記入してください。
口座欄の印は必ず通帳印を押印してください。
口座名義人は省略せずに、通帳記載のとおりに入力してください。
振替日は甲府市上下水道局が指定する日です。(金融機関休業日は変更あり)

◎水道料金等を私名義の下記預貯金口座から口座振替の方法にて納めたい[解約(口座振替を停止したい)ので裏面の約定を確約のうえ依頼いたします。]

銀行等 金融機関名 銀行・金庫 組合・農協
預金口座 金融機関コード 店コード 種別 口座番号(右ついで記入)
フリガナ
口座名義人 (印)

ゆうちょ銀行 通帳記号番号 166(新規) 176(廃止)
フリガナ
口座名義人
口座名義人(住所所在地) [住所、アパート・マンション名] 〒 [電話番号: 自宅・会社・携帯・その他()]

受付通知書送付先: 00420-8-960046 払込先加入者名: 甲府市上下水道局 払込先口座番号: 別記のとおり

※「銀行等」または「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。

※ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

申込種別 料金等種類 お客番号(通知書番号) 振替開始希望月(期)
新規・変更・解約 水道料金 下水道使用料 * * * * * - 平成 年 月 分
新規・変更・解約 下水道使用料 (湧水) * * * * * - 平成 年 月 分
新規・変更・解約 水洗便所改造資金 貸付金償還金 * * * * * * * * * * - 平成 年 月 分
新規・変更・解約 下水道事業 受益者負担金 - - - - - 平成 年度 期

※ゆうちょ銀行は、新規又は廃止のどちらかに○をしてください。(変更の受付はしていません。)

メモ(通信欄) 上下水道局使用欄
受付年月日
受付番号
電算入力日
金融機関確認印 (取扱店日附印)
甲府市上下水道局

回付ルート: 甲府市上下水道局⇒金融機関(支店、事務センター)⇒甲府市上下水道局

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311(代表) 甲府市上下水道局
甲府市上下水道局ホームページアドレス http://www.water.kofu.yamanashi.jp/

甲府市上下水道局告示第13号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年3月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号 | (上下水長契) 第1号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市上下水道局本庁舎警備及び宿日直業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

- 平成25・26年度における甲府市物品供給競争入札参加者資格の認定予定者で、次の条件をすべて満たす者
- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
 - (2) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づき山梨県公安委員会から警備業者として認定を受けた者のうち、同法第22条第2項に基づく1号警備の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者を正規雇用している者。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この告示の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年3月1日（金）～平成25年3月11日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号（上下水道局本庁舎3階）
電話055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報／入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成25年3月1日（金）～平成25年3月11日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号（上下水道局本庁舎3階）
電話055-228-3436

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年3月19日（火） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市上下水道局本庁舎3階大会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」（平成19年4月規程第24号）に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

9 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年間の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第14号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年3月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (上下水長契) 第2号
- (2) 業務名称 甲府市上下水道局本庁舎清掃業務委託
- (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

平成25・26年度における甲府市物品供給競争入札参加者資格の認定予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に掲げる建築物清掃業又は同項第8号に掲げる建築物環境衛生総合管理業及び同項第5号に掲げる建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を山梨県知事から認められている者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年3月1日（金）～平成25年3月11日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号（上下水道局本庁舎3階）
電話055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報／入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成25年3月1日（金）～平成25年3月11日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号（上下水道局本庁舎3階）
電話055-228-3436

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年3月22日（金） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市上下水道局本庁舎3階大会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この広告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」(平成19年4月規程第24号)に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年間の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第15号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則

(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年3月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号 | (上下水長契)第3号 |
| (2) 業務名称 | 平瀬・昭和浄水場施設清掃業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

平成25・26年度における甲府市物品供給競争入札参加者資格の認定予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に掲げる建築物清掃業又は同項第8号に掲げる建築物環境衛生総合管理業の登録を山梨県知事から認められている者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年3月1日(金)～平成25年3月11日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号(上下水道局本庁舎3階)
電話055-228-3436

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報/入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成25年3月1日(金)～平成25年3月11日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号(上下水道局本庁舎3階)
電話055-228-3436

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年3月22日(金) 午前11時00分

(2) 場 所 甲府市上下水道局本庁舎3階大会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この広告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」(平成19年4月規程第24号)に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があ

った場合は当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年間の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第16号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年3月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木)130100号		
工事名	下水道改良工事(浸入水対策H24-3)		
工事場所	甲府市北新二丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L=99.2m、硬質塩化ビニル管布設工(φ300)L=46.2m、硬質塩化ビニル管布設工(φ250)L=45.2m、人孔設置工(1号)3箇所、人孔設置工(特1号)2箇所、人孔設置工(小型)2箇所、人孔鉄蓋調整・取替工 3箇所、取付管取替工 4箇所、樹上部調整・取替工 4箇所、樹撤去工 1箇所、雨水管渠布設工(φ150)L=12.4m、付帯工 一式
	2	工期	平成25年7月26日まで
	3	予定価格(税込み)	15,865,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の	適用

		実施義務	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年3月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年3月14日
	3	申請書受付開始日	平成25年3月6日
	4	申請書受付締切日	平成25年3月14日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年3月21日
	6	設計図書配付開始日	平成25年3月6日
	7	設計図書配付締切日	平成25年3月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年3月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年3月22日
	10	入札及び開札日時	平成25年3月27日 午前9時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年3月25日 午後5時まで
	2	回答	平成25年3月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の		

	保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月21日

甲府市災害対策本部長
甲府市長 宮島雅展

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1企画部の部企画総室の款政策班の項を次のように改める。

政策班 (政策課長)	部内各班への応援に関する事。
---------------	----------------

別表第1企画部の部リニア交通室の款を次のように改める。

リニア交通室 (リニア交通室長)	交通政策班 (交通政策課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 交通関係機関との連絡調整に関する事。
	担当課長班 (リニア政策担当課長)	

別表第1市民生活部の部市民協働室の款消費生活センター班の項を次のように改める。

消費生活センター班 (消費生活センター課長)	交通安全の確保及び指導に関する事。
---------------------------	-------------------

別表第1福祉部の部福祉総室の款健康衛生班の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 医療救護運営連絡会議の運営に関する事。

別表第1福祉部の部福祉総室の款健康衛生班の項に次の1号を加える。

7 地域保健活動チームの活動調整に関する事。

別表第1環境部の部環境総室の款環境保全班の項を次のように改める。

環境保全班 (環境保全課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関する事。 3 原子力災害発災時における緊急時モニタリン
-------------------	---

グ活動に関する事。

別表第1環境部の部廃棄物対策室の款を次のように改める。

廃棄物対策室 (廃棄物対策室長)	収集班 (収集課長)	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集及び運搬に関する事。 2 ごみ・がれき等の臨時集積所の設置と管理に関する事。 3 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集及び運搬に関する事。 4 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関する事。 5 支援業者への収集運搬委託事務に関する事。
	処理班 (処理課長)	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の処理に関する事。 2 ごみ・がれき等の仮置場の設置と管理に関する事。 3 がれきの分別、処理に関する事。 4 避難所及び一般家庭から排出される、し尿等の処理に関する事。 5 処理施設の点検、被災施設の復旧に関する事。 6 支援業者への処理委託業務に関する事。
	減量班 (減量課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導、相談に関する事。 3 指定管理者制度導入施設における施設利用者等の安全確保に関する事。

別表第1都市建設部の部都市建設総室の款住宅班の項中「市営住宅団地」を「市営住宅」に改め、同部計画指導室の款都市計画班の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同表上下水道部の部みず管理室の款を次のように改める。

みず管理室 (みず管理室長)	みず保全班 (みず保全課長)	1 水源の確保に関する事。 2 取・導・浄水施設の応急復旧に関する事。
	浄水管理班 (浄水管理課長)	3 水質の検査及び保持に関する事。 4 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関する事。
	浄化センター班 (浄化センター課長)	5 簡易水道施設等に関する事。

別表第1教育部の部教育総室の款学校教育班の項中「休校」を「休業」に改め

る。
 附 則
 この規程は、公布の日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第 1 号
 甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成 25 年 3 月 21 日

甲府市地震災害警戒本部長
 甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程
 甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和 54 年 1 月地震災害警戒本部規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 企画部の部企画総室の款政策班の項を次のように改める。

政策班 (政策課長)	部内各班への応援に関する事。
---------------	----------------

別表第 1 企画部の部リニア交通室の款を次のように改める。

リニア交通室 (リニア交通室長)	交通政策班 (交通政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関する事。 2 交通関係機関との連絡調整に関する事。
	担当課長班 (リニア政策担当課長)	

別表第 1 市民生活部の部市民協働室の款消費生活センター班の項を次のように改める。

消費生活センター班 (消費生活センター課長)	交通安全の確保及び指導に関する事。
---------------------------	-------------------

別表第 1 福祉部の部福祉総室の款健康衛生班の項第 1 号中「への情報伝達及び応急計画の指導」を「との連絡」に改め、同表環境部の部環境総室の款環境保全班の項を次のように改める。

環境保全班 (環境保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関する事。 2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関する事。
-------------------	---

別表第 1 環境部の部廃棄物対策室の款を次のように改める。

廃棄物対策室 (廃棄物対策室長)	収集班 (収集課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集及び運搬に関する事。 2 ごみ・がれき等の臨時集積所の設置と管理
---------------------	---------------	--

		に関する事。 3 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集及び運搬に関する事。 4 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関する事。 5 支援業者への収集運搬委託事務に関する事。
処理班 (処理課長)		1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の処理に関する事。 2 ごみ・がれき等の仮置場の設置と管理に関する事。 3 がれきの分別、処理に関する事。 4 避難所及び一般家庭から排出される、し尿等の処理に関する事。 5 処理施設の点検、被災施設の復旧に関する事。 6 支援業者への処理委託業務に関する事。
減量班 (減量課長)		1 部内各班への応援に関する事。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導、相談に関する事。 3 指定管理者制度導入施設における施設利用者等の安全確保に関する事。

別表第1 都市建設部の部都市建設総室の款住宅班の項中「市営住宅団地」を「市営住宅」に改め、同部計画指導室の款都市計画班の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表上下水道部の部みず管理室の款を次のように改める。

みず管理室 (みず管理室長)	みず保全班 (みず保全課長)	1 水源の確保に関する事。 2 取・導・浄水施設の応急復旧に関する事。
	浄水管理班 (浄水管理課長)	3 水質の検査及び保持に関する事。 4 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関する事。
	浄化センター班 (浄化センター課長)	5 簡易水道施設等に関する事。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

任免辞令

(市長事務部局)
市立甲府病院 看護部 主任 小林 建一良
退職を承認する

以上 発 令 日 平成25年 3月15日

伊 藤 喜巳男

甲府市固定資産評価審査委員会委員に選任する
以上 発 令 日 平成25年 3月24日

総務部	部長	河西	清
市民生活部	室長	柳澤	新治
市民生活部	主任	岸本	治美
市民生活部	課長補佐	三井	正二
市民生活部	課長補佐	高石	稔
市民生活部	室長	田野口	一夫
市民生活部	課長	矢崎	一巳
市民生活部	課長補佐	清水	治重
市民生活部	課長	坂本	春男
市民生活部	主任	望月	一枝
福祉部	課長補佐	中込	節子
福祉部	係長	土橋	桂子
環境部	技能主任	若林	緑
環境部	課長補佐	仲川	辰男
環境部	統括主任	久保田	実
環境部	技能主任	望月	正美
産業部	部長	小田切	一也
産業部	主任	勝村	洋子
産業部	室長	関野	登男
産業部	課長補佐	萩原	茂男
産業部	部長	藁袋	哲男
都市建設部	課長補佐	深山	守
都市建設部	主幹	小幡	滋
都市建設部	課長補佐	出月	正仁
都市建設部	作業主任	斉藤	正美
都市建設部	技能主任	関	正雄
都市建設部	課長補佐	藤原	今朝男
都市建設部	課長補佐	櫻林	芳秋
庁舎建設部	部長	長田	俊弘

庁舎建設部	庁舎建設総室	建設課	課長補佐	茅野武洋
市立甲府病院	診療支援部		技師長	窪田早苗
市立甲府病院	看護部		看護部長	大柴とめを
市立甲府病院	看護部		副看護師長	渡辺親子
市立甲府病院	看護部		看護師長	岩本初美
市立甲府病院	看護部		准看護師	木之瀬惠
市立甲府病院	看護部		副看護師長	五味照子
市立甲府病院			部長	早川淳

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

甲府市職員	小田切隆弘
甲府市職員	山村千里
甲府市職員	松本琢磨

(各通)

甲府地区広域行政事務組合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

総務部	人事管理室	人事課	係長	石原弘也
市民生活部	市民生活総室	市民課	係長	神宮ひでみ
市民生活部	中道支所	振興課	課長補佐	芦沢喜嗣
税務部	税務総室	資産税課	主任	斉藤多美子
環境部	廃棄物対策室	収集課	技能主任	望月初広
市立甲府病院	診療部		科長	小宮山貴史
市立甲府病院	診療部		科長	山崎崇志
市立甲府病院	診療部		医長	佐野圭太
市立甲府病院	診療部		医長	福島久貴
市立甲府病院	診療部		医長	新谷則之
市立甲府病院	診療部		医師	津久井雄也
市立甲府病院	診療部		医師	稲葉好則
市立甲府病院	診療部		医師	福元雄一郎
市立甲府病院	診療部		医師	中村千鶴子
市立甲府病院	診療支援部		技師	守澤菜弥
市立甲府病院	薬剤部		主査	長田由紀
市立甲府病院	看護部		副看護師長	望月奈良
市立甲府病院	看護部		主任	保坂美和
市立甲府病院	看護部		技師	橘田春菜
市立甲府病院	看護部		技師	小田切智子
市立甲府病院	看護部		技師	古明地未佳
市立甲府病院	看護部		准看護師	渡邊貴久恵

(各通)

退職を承認する

(教育委員会)

教育部	生涯教育振興室	生涯学習課	主任	渡辺和子
教育部	生涯教育振興室	図書館	課長	長田稔
教育部	小学校		作業主任	依田史子
教育部	小学校		作業主任	山本恵利子
教育部	小学校		作業主任	望月幸子

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

教育部	生涯教育振興室	生涯学習課	主任	森田清美
-----	---------	-------	----	------

退職を承認する

(選挙管理委員会)

選挙管理委員会事務局	主事	野澤一貴
------------	----	------

退職を承認する

(農業委員会)

農業委員会事務局	課長補佐	中田康成
----------	------	------

退職を承認する

以上 発令日 平成25年 3月31日

(上下水道局)

工務部			部長	内藤恭二
工務部	技術管理室	施設維持課	課長	藤巻修
工務部	技術管理室	施設維持課	課長補佐	手塚雅邦
工務部	みず管理室	みず保全課	課長補佐	中島元貴
業務部	みず管理室	浄水管理課	係長	青柳義夫

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 平成25年 3月31日

--	--